

(愛媛県報平成30年12月21日第3038号外 1 別記 3)

宇和海における特定区画漁業の免許の内容 たるべき事項等

免 許 番	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
宇特区 第1号	第1種 区画漁 業	あわび 垂下式・ おうぎ 垂直式・わ かめ・ こんぶ 養殖業	1月1日から 12月31日まで	西宇和郡伊方 町井野浦地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって 囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町井野浦防波堤突端北端 B 西宇和郡伊方町佐田防波堤突端東端 C 西宇和郡伊方町大佐田防波堤突端西端 D 西宇和郡伊方町井野浦松ヶ鼻 点 ア Aから60度150メートルの点 イ Bから180度120メートルの点 ウ Cから312度110メートルの点 エ Cから285度130メートルの点 オ DからB見通し60メートルの点 カ DからA見通し50メートルの点	西宇和郡 伊方町三 崎地区	別記2の とおり
宇特区 第2号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業(く ろまぐ ろ小割式 養殖業除 く)	1月1日から 12月31日まで	西宇和郡伊方 町川永田室の 鼻地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から30メートルの線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町川永田室ノ鼻灯台から北東へ12 0メートルの祠 B 西宇和郡伊方町川永田防波堤の付根から海岸線 沿い南東へ150メートルの水路口 点 ア Aから西宇和郡伊方町仁田之浜波止東端見通し 250メートルの点 イ Bから西宇和郡伊方町湊埋立地北西端見通し 220メートルの点	西宇和郡 伊方町大 浜、中之 浜、仁田 之浜、湊 浦、小中 浦、中中 浦、川永 田、河内 及び豊之 浦	別記2の とおり
宇特区 第3号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業(く ろまぐ ろ小割式 養殖業除 く)	1月1日から 12月31日まで	八幡浜市保内 町川之石大馬 越地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市保内町川之石10番耕地56の2地先の突 端 点 ア Aから八幡浜市保内町川之石龍潭寺東端見通し 100メートルの点 イ Aから八幡浜市保内町川之石小学校体育館東端 見通し180メートルの点 ウ Aから63度200メートルの点 エ Aから90度138メートルの点	八幡浜市 保内町川 之石、喜 木、須川 及び宮内	別記2の とおり
宇特区 第4号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業(く ろまぐ ろ小割式 養殖業除 く)	1月1日から 12月31日まで	八幡浜市保内 町川之石櫻之 木浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市保内町川之石10番耕地24の1地先の突 端標識 点 ア Aから八幡浜市保内町川之石亀岩見通し50メー トルの点 イ Aから八幡浜市保内町川之石亀岩見通し550メー トルの点 ウ イから285度100メートルの点 エ アから285度100メートルの点	八幡浜市 保内町川 之石、喜 木、須川 及び宮内	別記2の とおり
宇特区 第5号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業(く ろまぐ ろ小割式 養殖業除 く)	1月1日から 12月31日まで	八幡浜市向灘 アラジロ地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線に よって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市田ノ浦鼻の標識 B 八幡浜市ハンガクボの標識 C 八幡浜市矢野崎鼻から護岸沿い東へ340メート ルの標識 点 ア Aから172度345メートルの点 イ Bから210度350メートルの点 ウ Cから170度375メートルの点 エ Cから183度290メートルの点 オ Cから195度75メートルの点 カ Bから210度80メートルの点 キ Aから172度80メートルの点	八幡浜市 (同市保 内町を除 く)	別記2の とおり
宇特区 第6号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業(く ろまぐ ろ小割式 養殖業除 く)	1月1日から 12月31日まで	八幡浜市小根 ヶ浦地先	A Bの直線とAB間の最大低潮時海岸線から40メートルの 線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市大根ヶ浦東鼻 B 八幡浜市鯛引鼻	八幡浜市 (同市保 内町を除 く)	別記2の とおり

免 許 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
宇特区 第7号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖 (くろろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	八幡浜市大根ヶ浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市小倉鼻 B 八幡浜市大根ヶ浦鼻 点 ア Aから346度60メートルの点 イ Aから346度151メートルの点 ウ Bから346度121メートルの点 エ Bから346度30メートルの点	八幡浜市 (同市保内町を除く)	別記2の とおり
宇特区 第8号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖 (くろろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	八幡浜市大洲江地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から40メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市トウガウラ鼻 B 八幡浜市鰯引網干場東基部から護岸沿い東へ20 メートルの標識 点 ア Aから169度210メートルの点 イ Bから170度260メートルの点	八幡浜市 (同市保内町を除く)	別記2の とおり
宇特区 第9号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖 (くろろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	八幡浜市川上町白石地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市合田セノタキ大岩から護岸沿い西へ41 0メートルの標識 B 八幡浜市川上町白石火の見櫓跡西護岸から海岸 線沿い南へ18.5メートルの標識 点 ア Aから249度90メートルの点 イ Aから249度180メートルの点 ウ Bから230度164メートルの点 エ Bから230度64メートルの点	八幡浜市 (同市保内町を除く)	別記2の とおり
宇特区 第10号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖 (くろろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	八幡浜市川上町白石地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市川上町白石公民館南角から護岸沿い南 へ15メートルの標識 B Aから護岸沿い南へ158メートルの標識 点 ア Aから263度80メートルの点 イ Aから263度190メートルの点 ウ Bから257度155メートルの点 エ Bから257度45メートルの点	八幡浜市 (同市保内町を除く)	別記2の とおり
宇特区 第11号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖 (くろろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	八幡浜市川上町上泊地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって 囲まれた区域 基点 A 八幡浜市川上町上泊田ノ浦川河口端西角 B 八幡浜市川上町上泊防波堤突端中央 点 ア Aから326度116メートルの点 イ Aから342度88メートルの点 ウ Aから19度94メートルの点 エ Bから107度258メートルの点 オ Bから65度166メートルの点 カ Bから203度59メートルの点	八幡浜市 (同市保内町を除く)	別記2の とおり
宇特区 第12号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖 (くろろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	八幡浜市川上町上泊地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれ た区域 基点 A 八幡浜市川上町上泊遍路鼻突端から護岸沿い南 へ113メートルの標識 B 八幡浜市川上町上泊防波堤突端中央 点 ア Aから153度30メートルの点 イ Aから153度70メートルの点 ウ Bから65度55メートルの点 エ Bから65度100メートルの点 オ Aから67度130メートルの点	八幡浜市 (同市保内町を除く)	別記2の とおり
宇特区 第13号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖 (くろろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	八幡浜市穴井地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市真綱代戎小綱代穴井埋立地南端 B 八幡浜市穴井唐崎鼻 点 ア Aから245度250メートルの点 イ Bから221度130メートルの点	八幡浜市 (同市保内町を除く)	別記2の とおり

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
宇特区 第14号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖 (くろ まぐろ 小割式 養殖業 除 く)	1月1日から 12月31日まで	八幡浜市穴井 地先	Aア及びA Bの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市真綱代戊小網代穴井埋立地西端 B 八幡浜市穴井漁港北防波堤西側基部 点 ア Aから165度260メートルの点	八幡浜市 (同市保 内町を除 く)	別記2の とおり
宇特区 第15号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖 (くろ まぐろ 小割式 養殖業 除 く)	1月1日から 12月31日まで	八幡浜市穴井 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市穴井保育所西端より護岸沿い南へ90メー トルの標識 B 八幡浜市穴井保育所西端より護岸沿い南へ620 メートルの標識 点 ア Aから348度200メートルの点 イ Aから348度350メートルの点 ウ Bから349度380メートルの点 エ Bから349度200メートルの点	八幡浜市 (同市保 内町を除 く)	別記2の とおり
宇特区 第16号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖 (くろ まぐろ 小割式 養殖業 除 く)	1月1日から 12月31日まで	八幡浜市大島 地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線 から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市大島加重消防詰所東端から護岸沿い北 へ44メートルの標識 B Aから護岸沿い南へ130メートルの標識 点 ア Aから101度150メートルの点 イ Bから100度120メートルの点	八幡浜市 (同市保 内町を除 く)	別記2の とおり
宇特区 第17号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖 (くろ まぐろ 小割式 養殖業 除 く)	1月1日から 12月31日まで	八幡浜市大島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市大島清浦防波堤東側基部から護岸沿い 南へ160メートルの標識 B Aから護岸沿い南へ120メートルの標識 点 ア Aから72度40メートルの点 イ Aから72度170メートルの点 ウ Bから78度150メートルの点 エ Bから78度50メートルの点	八幡浜市 (同市保 内町を除 く)	別記2の とおり
宇特区 第18号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖 (くろ まぐろ 小割式 養殖業 除 く)	1月1日から 12月31日まで	西予市三瓶町 伊崎地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とA C間の最大低潮時 海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町周木南海岸護岸北端 B 西予市三瓶町周木南海岸護岸南端 C 西予市三瓶町須崎中鼻 点 ア Aから294度60メートルの点 イ Bから310度100メートルの点 ウ Cから310度80メートルの点	西予市三 瓶町	別記2の とおり
宇特区 第19号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖 (くろ まぐろ 小割式 養殖業 除 く)	1月1日から 12月31日まで	西予市三瓶町 須崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町長早4-136-1東端 B 西予市三瓶町須崎観音遊歩道東端 点 ア Aから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し50メー トルの点 イ Aから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し300メー トルの点 ウ Bから西予市三瓶町枯井崎西端標識見通し310 メートルの点 エ Bから西予市三瓶町枯井崎西端標識見通し60メー トルの点	西予市三 瓶町	別記2の とおり
宇特区 第20号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖 (くろ まぐろ 小割式 養殖業 除 く)	1月1日から 12月31日まで	西予市三瓶町 長早地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町長早第一防波堤付根から突端沿い 70メートルの標識 B 西予市三瓶町長早4-136-1東端 点 ア Aから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し30メート ルの点 イ Aから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し250メー トルの点 ウ Bから西予市三瓶町皆江鯨岩見通し300メート	西予市三 瓶町	別記2の とおり

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					ルの点 エ Bから西予市三瓶町皆江鯨岩見通し50メートルの点		
宇特区 第21号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	西予市三瓶町長早地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町長早3-21-3東端から海岸沿い東へ80メートルの標識 B 西予市三瓶町長早3-722-8暗渠口 点 ア Aから西予市三瓶町二本松標識見通し50メートルの点 イ Aから西予市三瓶町二本松標識見通し270メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町福島西端見通し250メートルの点 エ Bから西予市三瓶町福島西端見通し50メートルの点	西予市三 瓶町	別記2の とおり
宇特区 第22号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	西予市三瓶町赤崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町赤崎ふくろよせ岩から南西へ150メートルの標識 B 西予市三瓶町赤崎ふくろよせ岩から北東へ200メートルの標識 点 ア Aから西予市三瓶町福島北端見通し50メートルの点 イ Aから西予市三瓶町福島北端見通し250メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町長早3-21-3東端見通し250メートルの点 エ Bから西予市三瓶町長早3-21-3東端見通し50メートルの点	西予市三 瓶町	別記2の とおり
宇特区 第23号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	西予市三瓶町赤崎地先	B A、Aア、アイ及びイCの4直線とBC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町赤崎鼻南端 B 西予市三瓶町福島北端から海岸沿い東へ45メートルの標識 C 西予市三瓶町福島南端 点 ア Aから170度320メートルの点 イ Cから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し150メートルの点	西予市三 瓶町	別記2の とおり
宇特区 第24号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	西予市三瓶町赤崎地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町有太刀防波堤西側突端 B 西予市三瓶町有太刀中鼻突端 C 西予市三瓶町赤崎鼻から海岸沿い東へ80メートルの標識 点 ア Aから西予市三瓶町蔵貫浦1402-3東端見通し20メートルの点 イ Aから西予市三瓶町蔵貫浦1402-3東端見通し250メートルの点 ウ Bから168度300メートルの点 エ Cから170度300メートルの点 オ Cから170度20メートルの点	西予市三 瓶町	別記2の とおり
宇特区 第25号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	西予市三瓶町辰ヶ崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町蔵貫浦1543-1西端角 B 西予市三瓶町辰ヶ崎突端より海岸沿い南西へ120メートルの標識 点 ア Aから西予市三瓶町有太刀中鼻突端見通し60メートルの点 イ Aから西予市三瓶町有太刀中鼻突端見通し260メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町福島西端見通し380メートル	西予市三 瓶町	別記2の とおり

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					ルの点 エ Bから西予市三瓶町福島西端見通し140メートルの点		
宇特区 第26号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	西予市三瓶町 桔井地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町皆江128-5西端 B 西予市三瓶町皆江85-1前標識 C 西予市三瓶町皆江94-2前護岸東端 点 ア Aから西予市三瓶町長早3-21-3東端見通し40メートルの点 イ Aから西予市三瓶町長早3-21-3東端見通し290メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町長早3-21-3東端見通し390メートルの点 エ Bから西予市三瓶町長早3-21-3東端見通し20メートルの点 オ Cから西予市三瓶町長早3-722-7東端見通し20メートルの点 カ Cから西予市三瓶町長早3-722-7東端見通し130メートルの点	西予市三 瓶町	別記2の とおり
宇特区 第27号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	西予市三瓶町 下泊地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町下泊神子の浦防波堤突端 B 西予市三瓶町下泊神子の浦南鼻の標識 点 ア Aから西予市三瓶町下泊本浦防波堤突端見通し80メートルの点 イ Bから西予市三瓶町下泊泊崎東端見通し100メートルの点	西予市三 瓶町	別記2の とおり
宇特区 第28号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	西予市三瓶町 高島地先	アイ、イウ、ウC及びCアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町高島防波堤付根 B 西予市三瓶町小高島第1消波堤東端 C 西予市三瓶町高島防波堤突端 点 ア Aから同防波堤沿い南へ150メートルの点 イ Bから西予市三瓶町神子の浦ドウノウシロ鼻見通し50メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町神子の浦ドウノウシロ鼻見通し330メートルの点	西予市三 瓶町	別記2の とおり
宇特区 第29号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	西予市三瓶町 ミツクリ島地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町小高島第2消波堤東端 点 ア Aから51度300メートルの点 イ Aから88度470メートルの点 ウ Aから153度350メートルの点 エ Aから202度160メートルの点	西予市三 瓶町	別記2の とおり
宇特区 第30号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	西予市明浜町 田之浜地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町田之浜西成護岸西側標識 B Aから国道沿い南西へ150メートルの標識 C Aから護岸沿い北東へ150メートルの標識 点 ア Cから148度25メートルの点 イ Cから148度175メートルの点 ウ Bから148度200メートルの点 エ Bから148度100メートルの点 オ Aから148度80メートルの点 カ Aから148度30メートルの点	西予市明 浜町	別記2の とおり
宇特区 第31号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ)	1月1日から 12月31日まで	西予市明浜町 田之浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町田之浜東防波堤付根 B 西予市明浜町田之浜中防波堤付根から海岸線沿い東へ30メートルの標識	西予市明 浜町	別記2の とおり

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
		小割式 養殖業 を除 く)			点 ア Aから213度90メートルの点 イ Aから213度250メートルの点 ウ Bから190度330メートルの点 エ Bから190度170メートルの点		
宇特区 第32号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業 を除 く)	1月1日から 12月31日まで	西予市明浜町 宮野浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町宮野浦旧藤堂石灰前桟橋より護岸 沿い北へ30メートルの標識 B 西予市明浜町宮野浦旧藤堂石灰前桟橋より護岸 沿い南へ50メートルの標識 点 ア Aから89度50メートルの点 イ Aから89度240メートルの点 ウ Bから117度210メートルの点 エ Bから117度20メートルの点	西予市明 浜町	別記2の とおり
宇特区 第33号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業 を除 く)	1月1日から 12月31日まで	西予市明浜町 宮野浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町宮野浦1224番地(旧造船所)護岸 角標識 B Aから護岸沿い南西へ225メートルの標識 点 ア Aから130度50メートルの点 イ Aから130度190メートルの点 ウ Bから146度170メートルの点 エ Bから146度30メートルの点	西予市明 浜町	別記2の とおり
宇特区 第34号	第1種 区画漁 業	わかめ 養殖業	9月1日から 翌4月30日ま で	西予市明浜町 高山地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町高山小僧都桟橋付根 B Aから南へ60メートルの標識 点 ア Aから275度30メートルの点 イ Aから275度150メートルの点 ウ Bから275度145メートルの点 エ Bから275度25メートルの点	西予市明 浜町	別記1及 び2のと おり
宇特区 第35号	第1種 区画漁 業	ひじき 養殖業	11月1日から 翌6月30日ま で	西予市明浜町 高山地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町高山小僧都桟橋付根から南へ60メ ートルの標識 B Aから南へ60メートルの標識 点 ア Aから275度25メートルの点 イ Aから275度145メートルの点 ウ Bから275度150メートルの点 エ Bから275度30メートルの点	西予市明 浜町	別記1及 び2のと おり
宇特区 第36号	第1種 区画漁 業	わかめ 養殖業	9月1日から 翌4月30日ま で	西予市明浜町 高山地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜窓いそ東側立岩標識 B 西予市明浜町狩浜ナガレ西側立岩標識 点 ア Aから175度30メートルの点 イ Aから175度160メートルの点 ウ Bから187度180メートルの点 エ Bから187度50メートルの点	西予市明 浜町	別記1及 び2のと おり
宇特区 第37号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業 を除 く)	1月1日から 12月31日まで	西予市明浜町 狩浜地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時 海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜すの崎防波堤北側付根から北 へ50メートルの標識 B 西予市明浜町狩浜3の1469(明浜漁業協同組合 所有地)東角から護岸沿い東へ50メートルの標識 C 西予市明浜町すの崎防波堤北側付根から東へ15 0メートルの標識 D 西予市明浜町狩浜本浦川河口南角 点 ア Aから西予市明浜町狩浜うどの鼻西角見通し線 とCから西予市明浜町狩浜不動崎東角見通し線との 交点 イ Cから西予市明浜町狩浜不動崎東角見通し線と Dから西予市明浜町狩浜島の元南端見通し線との 交点	西予市明 浜町	別記2の とおり

免 許 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					ウ Bから西予市明浜町狩浜門の脇集会所西端見通し線とDから西予市明浜町狩浜島の元南端見通し線との交点		
宇特区 第38号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く)	1月1日から 12月31日まで	西予市明浜町 渡江地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町渡江だけの鼻東南角 B 西予市明浜町渡江うどの鼻北西角 点 ア Aから46度30メートルの点 イ Aから46度190メートルの点 ウ Bから53度230メートルの点 エ Bから53度70メートルの点	西予市明 浜町	別記2の とおり
宇特区 第39号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く)	1月1日から 12月31日まで	西予市明浜町 渡江地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町渡江間口北側臨海道路終点から北 へ60メートルの標識 B 西予市明浜町渡江うどの鼻北西角 点 ア Aから24度30メートルの点 イ Aから24度205メートルの点 ウ Bから53度245メートルの点 エ Bから53度70メートルの点	西予市明 浜町	別記2の とおり
宇特区 第40号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市吉田 町白浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町白浦2367番地3 製造場南角から 護岸沿い南へ20メートルの標識 B 宇和島市吉田町白浦2363番地大瀬の鼻北西端 点 ア Aから宇和島市吉田町深浦2-534-1 深浦防 波堤西側付根見通し50メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町深浦2-534-1 深浦防 波堤西側付根見通し118メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町法花津児島見通し100メー トルの点 エ Bから宇和島市吉田町法花津児島見通し50メー トルの点	宇和島市 吉田町	別記2の とおり
宇特区 第41号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市吉田 町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙779ちょうしが浮東側石 段の標識 B 宇和島市吉田町奥浦大良大良防波堤南側付根か ら北東へ110メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島鳥家ヶ森山頂中央見通し12 0メートルの点 イ Aから宇和島市九島鳥家ヶ森山頂中央見通し25 0メートルの点 ウ Bから宇和島市引出鼻灯台見通し245メートル の点 エ Bから宇和島市引出鼻灯台見通し115メートル の点	宇和島市 吉田町	別記2の とおり
宇特区 第42号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市吉田 町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙688-2 製造場前の標識 B 宇和島市吉田町奥浦乙646-2 畑南角から南へ 15メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島鳥家ヶ森山頂中央見通し22 0メートルの点 イ Aから宇和島市九島鳥家ヶ森山頂中央見通し35 0メートルの点 ウ Bから宇和島市宇土の崎見通し380メートルの 点 エ Bから宇和島市宇土の崎見通し250メートルの 点	宇和島市 吉田町	別記2の とおり
宇特区 第43号	第1種 区画漁 業	くろま ぐろ小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市吉田 町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙517バラベット西角から 護岸沿い西へ150メートルの標識	宇和島市 吉田町	1 別記 2のと おり 2 当該

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					<p>B 宇和島市吉田町奥浦乙517バラベット東角から 護岸沿い東へ120メートルの標識</p> <p>点 ア Aから宇和島市九島鯖網代見通し130メートル の点</p> <p>イ Aから宇和島市九島鯖網代見通し305メートル の点</p> <p>ウ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し150メートル の点</p> <p>エ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し100メートル の点</p>		<p>漁業権 に漁場の 区域に おいて設 置する養 殖用に供 する施設 は、規 模を超 えてはな ない。だ け、簾面 積が1, 257メー トル超 え範 内で、生 け簾形 規はをす とし、規 格変更 こ差 え。規 格直 径20メー トル、 台数：4 台</p> <p>3 当該 漁業権 に漁業用 でられ る養殖 用のうち、 当た 然活 込數 は、1, 180尾 を超 えては ない。 お、移 送によ る活込 みは除 く。</p>
宇特区 第44号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市吉田 町奥浦地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙517バラベット西角から 護岸沿い西へ150メートルの標識</p> <p> B 宇和島市吉田町奥浦乙517バラベット東角から 護岸沿い東へ120メートルの標識</p> <p>点 ア Aから宇和島市九島鯖網代見通し440メートル の点</p> <p>イ Aから宇和島市九島鯖網代見通し610メートル の点</p> <p>ウ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し470メートル の点</p> <p>エ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し300メートル の点</p>	宇和島市 吉田町	別記2の とおり

免 許 番	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
宇特区 第45号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖 (くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市吉田 町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙480バラベット東側の標識 B 宇和島市吉田町奥浦乙517バラベット東角から 護岸沿い東へ120メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島坪浦鼻見通し290メートル の点 イ Aから宇和島市九島坪浦鼻見通し480メートル の点 ウ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し470メートル の点 エ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し280メートル の点	宇和島市 吉田町	別記2の とおり
宇特区 第46号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖 (くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市吉田 町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙407-3 石垣深浦西入口 B 宇和島市吉田町奥浦乙379-1 楠が浦埋立地南 東端(わらびながし) 点 ア Aから宇和島市吉田町奥浦甲211-4 地先中浦 船揚場見通し70メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町奥浦甲211-4 地先中浦 船揚場見通し235メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町奥浦甲2806ブロック建本 家中央見通し250メートルの点 エ Bから宇和島市吉田町奥浦甲2806ブロック建本 家中央見通し70メートルの点	宇和島市 吉田町	別記2の とおり
宇特区 第47号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖 (くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市吉田 町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦甲3466-1 網干場の標識 B 宇和島市吉田町奥浦甲4352船間防波堤南側付根 点 ア Aから宇和島市引出鼻灯台見通し340メートル の点 イ Aから宇和島市引出鼻灯台見通し750メートル の点 ウ Bから宇和島市引出鼻灯台見通し740メートル の点 エ Bから宇和島市引出鼻灯台見通し340メートル の点	宇和島市 吉田町	別記2の とおり
宇特区 第48号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖 (くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市吉田 町南君地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君75-1 地先ズベリ西角の標識 B 宇和島市吉田町南君188-4 旧選果場前バラベットの標識 点 ア Aから宇和島市吉田町南君野島山3094中央見通 し220メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町南君野島山3094中央見通 し390メートルの点 ウ Bから宇和島市三浦権現山山頂見通し320メー トルの点 エ Bから宇和島市三浦権現山山頂見通し150メー トルの点	宇和島市 吉田町	別記2の とおり
宇特区 第49号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖 (くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市吉田 町南君地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君馬の躉1329-4 ツボイの標 識 B 宇和島市吉田町南君馬の躉1349-2 のバラベッ ト南側突端 点 ア Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島西端見通し430メ ートルの点 イ Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島西端見通し630メ ートルの点 ウ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島西端見通し450メ	宇和島市 吉田町	別記2の とおり

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					一トールの点 エ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島西端見通し250メートルの点		
宇特区 第50号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市吉田 町南君地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君馬の躋1399-1 穏肌の標識 B 宇和島市吉田町南君馬の躋1453-1 焼却場バラ ベットから護岸沿い西へ20メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島藤ヶ尻見通し190メートル の点 イ Aから宇和島市九島藤ヶ尻見通し390メートル の点 ウ Bから宇和島市九島宇土ノ崎見通し350メートルの点 エ Bから宇和島市九島宇土ノ崎見通し150メートルの点	宇和島市 吉田町	別記2の とおり
宇特区 第51号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市吉田 町南君地先	Cア、アイ、イウ及びウDの4直線とDC間の最大低潮時 海岸線から60メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君馬の躋1454竜王鼻南東端 B 宇和島市吉田町南君牛川2903-3 渡川橋西端角 C 宇和島市吉田町南君牛川3112-58造船所西角の 標識 D 宇和島市吉田町南君牛川3109-2 地先金蔵岩か ら西へ35メートルの標識 点 ア AからC見通し線とBから宇和島市只波鼻西端 見通し線との交点 イ Bから宇和島市只波鼻西端見通し760メートル の点 ウ Dから宇和島市赤松久保ヶ尻むしくい鼻見通し 250メートルの点	宇和島市 吉田町	別記2の とおり
宇特区 第52号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市吉田 町浅川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君と同町浅川との最大高潮時 海岸線における境界点 B 宇和島市吉田町浅川101浅川防波堤中央旧浅川 防波堤突端部分 点 ア Aから宇和島市赤松久保ヶ尻むしくい鼻より東 へ75メートルの点見通し90メートルの点 イ Aから宇和島市赤松久保ヶ尻むしくい鼻より東 へ75メートルの点見通し240メートルの点 ウ Bから宇和島市大浦と同市吉田町との最大高潮 時海岸線における境界見通し230メートルの点 エ Bから宇和島市大浦と同市吉田町との最大高潮 時海岸線における境界見通し80メートルの点	宇和島市 吉田町	別記2の とおり
宇特区 第53号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市吉田 町知永地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町知永4-1259地先の標識 B 宇和島市吉田町知永丁1960地先の標識 点 ア Aから宇和島市吉田町南君と同町浅川との最大 高潮時海岸線における境界見通し100メートルの 点 イ Aから宇和島市吉田町南君と同町浅川との最大 高潮時海岸線における境界見通し320メートルの 点 ウ Bから宇和島市吉田町浅川836-4 車庫見通し 320メートルの点 エ Bから宇和島市吉田町浅川836-4 車庫見通し 100メートルの点	宇和島市 吉田町	別記2の とおり
宇特区 第54号	第1種 区画漁業	わかめ 養殖業	9月1日から 翌4月30日ま で	宇和島市吉田 町野島地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間との最大低潮 時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君野島山3094(立岩)から東 へ250メートルの標識	宇和島市 吉田町	別記1及 び2のと おり

免 許 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					B 宇和島市吉田町南君野島山3094東端の標識 C 宇和島市吉田町南君野島山3094南側旧石採場の 標識 点 ア Aから宇和島市只波鼻見通し120メートルの点 イ Bから宇和島市堂崎見通し120メートルの点 ウ Cから宇和島市高島西端見通し120メートルの 点		
宇特区 第55号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖(くろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市大浦 赤松只波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市大浦赤松只波と同市吉田町知永との最 大高潮時海岸線における境界から海岸線沿い西へ 100メートルの標識 B 宇和島市大浦赤松只波久保ヶ尻東端から西へ10 0メートルの標識 C 宇和島市吉田町浅川浅川漁港防波堤付根より西 へ100メートルの標識 点 ア AからC見通し260メートルの点 イ Bから345度320メートルの点 ウ Bから345度170メートルの点 エ AからC見通し130メートルの点	宇和島市 (津島町、 吉田町、 同三浦及 び旧宇和 海村地区 を除く)	別記2の とおり
宇特区 第56号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖(くろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市大浦 赤松只波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市大浦赤松只波久保ヶ尻東端から西へ10 0メートルの標識 点 ア Aから328度30分335メートルの点 イ Aから300度375メートルの点 ウ Aから273度30分280メートルの点 エ Aから311度175メートルの点	宇和島市 (津島町、 吉田町、 同三浦及 び旧宇和 海村地区 を除く)	別記2の とおり
宇特区 第57号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖(くろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市大浦 赤松地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれ た区域を除く。 基点 A 宇和島市大浦甲2341番地3東角 B 宇和島市赤松赤松漁港防波堤南突端 点 ア Aから宇和島市蛤願成寺中央見通し45メートル の点 イ Aから宇和島市蛤願成寺中央見通し140メー トルの点 ウ Bから宇和島市蛤ナガサコ突端見通し130メー トルの点 エ Bから宇和島市蛤ナガサコ突端見通し34メート ルの点 オ アとエを結んだ線上のアから130メートルの点 カ イとウを結んだ線上のイから130メートルの点 キ イとウを結んだ線上のイから240メートルの点 ク アとエを結んだ線上のアから230メートルの点	宇和島市 (津島町、 吉田町、 同三浦及 び旧宇和 海村地区 を除く)	別記2の とおり
宇特区 第58号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖(くろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市坂下 津、白浜地先	アイ、イウ、ウエ、エB、Dオ、オカ及びカアの7直線と B D間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲 まれた区域 基点 A 宇和島市白浜184番地新田北角の標識 B 宇和島市白浦黒鼻西端 C 宇和島市坂下津外海老崎丙1番7新田東角 D 宇和島市坂下津甲18番地3地先前棧橋付根 E 宇和島市坂下津愛媛県水産研究センター魚類検 査室前護岸標識 F 宇和島市坂下津戎山水底線陸揚室 点 ア Eから297度30分460メートルの点 イ Fから宇和島市石応漁港東防波堤突端見通し47 0メートルの点 ウ Aから宇和島市百之浦漁港西防波堤突端見通し 線とFから宇和島市石応漁港東防波堤突端見通し 線との交点	宇和島市 (津島町、 吉田町、 同三浦及 び旧宇和 海村地区 を除く)	別記2の とおり

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					エ Aから宇和島市百之浦漁港西防波堤突端見通し 50メートルの点 オ Dから宇和島市大浦甲2179番地19の西角見通し 線とCからE見通し線との交点 カ EからC見通し350メートルの点		
宇特区 第59号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖 (くろ まぐろ 小割式 養殖業除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市白浜 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市白浜漁港防波堤付根 B 宇和島市白浜漁港防波堤突端 C 宇和島市坂下津戎山水底線陸揚室 点 ア Bから宇和島市百之浦西防波堤突端見通し線と Cから宇和島市石応漁港東防波堤突端見通し線との交点 イ Aから宇和島市本九島東防波堤突端見通し線と Cから宇和島市石応漁港東防波堤突端見通し線との交点 ウ Aから宇和島市本九島東防波堤突端見通し160 メートルの点 エ Bから6度30分160メートルの点	宇和島市 (津島町、 吉田町、 同三浦及 び旧宇和 海村地区 を除く)	別記2の とおり
宇特区 第60号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖 (くろ まぐろ 小割式 養殖業除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市石応 地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によ り囲まれた区域 基点 A 宇和島市石応1729番地前護岸北西角標識 B 宇和島市石応1729番地前護岸北東角標識 C 宇和島市石応23番地1前護岸西端の標識 D 宇和島市石応557番地2前護岸西角から護岸沿 い東へ19メートルの標識 点 ア Aから宇和島市本九島1885番地西角見通し30メ ートルの点 イ Aから宇和島市本九島1885番地西角見通し200 メートルの点 ウ Dから宇和島市本九島本光寺東端見通し200メ ートルの点 エ Dから宇和島市本九島本光寺東端見通し110メ ートルの点 オ Cから宇和島市本九島1876番地1前護岸標識見 通し70メートルの点 カ Cから宇和島市本九島1876番地1前護岸標識見 通し30メートルの点 キ Bから60度50メートルの点	宇和島市 (津島町、 吉田町、 同三浦及 び旧宇和 海村地区 を除く)	別記2の とおり
宇特区 第61号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖 (くろ まぐろ 小割式 養殖業除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市石応 地先	AD、Dア及びABの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市石応バクダ鼻北西端 B 宇和島市石応1633番1新田前護岸西角 C 宇和島市石応堂崎鼻北端 D 宇和島市石応鍋島東端 点 ア Bから宇和島市九島小高島中央標識見通し線と CからD見通し線との交点	宇和島市 (津島町、 吉田町、 同三浦及 び旧宇和 海村地区 を除く)	別記2の とおり
宇特区 第62号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖 (くろ まぐろ 小割式 養殖業除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市小池 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池1679番地2新田前護岸西端 点 ア Aから289度77メートルの点 イ Aから289度132メートルの点 ウ Aから239度210メートルの点 エ Aから225度180メートルの点	宇和島市 (津島町、 吉田町、 同三浦及 び旧宇和 海村地区 を除く)	別記2の とおり
宇特区 第63号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖 (くろ まぐろ 小割式 養殖業除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市小池 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線で囲まれた区域 とケコ、コサ、サシ及びシケの4直線で囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市小池琵琶ヶ島ドベラギ鼻西端 B 宇和島市小池鳥首島北端 点 ア Aから264度590メートルの点	宇和島市 (津島町、 吉田町、 同三浦及 び旧宇和 海村地区 を除く)	別記2の とおり

免 許 番	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					イ Bから351度570メートルの点 ウ Bから90度375メートルの点 エ Aから191度645メートルの点 オ アとエを結んだ線上のアから210メートルの点 カ イとウを結んだ線上のイから210メートルの点 キ イとウを結んだ線上のイから260メートルの点 ク アとエを結んだ線上のアから260メートルの点 ケ アとエを結んだ線上のアから470メートルの点 コ イとウを結んだ線上のイから470メートルの点 サ イとウを結んだ線上のイから520メートルの点 シ アとエを結んだ線上のアから520メートルの点		
宇特区 第64号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業 を除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市九島 裏地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線で囲まれた区域 を除く。 基点 A 宇和島市九島藤ヶ尻崎鼻標識から海岸沿い西へ 30メートルの標識 B 宇和島市九島サワジロ標識 点 ア Aから宇和島市吉田町小島灯台見通し800メー トルの点 イ Aから宇和島市吉田町小島灯台見通し150メー トルの点 ウ Bから300度140メートルの点 エ Bから300度790メートルの点 オ Aから宇和島市吉田町小島灯台見通し600メー トルの点 カ Aから宇和島市吉田町小島灯台見通し380メー トルの点 キ Bから300度370メートルの点 ク Bから300度590メートルの点	宇和島市 (津島町、 吉田町、 同三浦及 び旧宇和 海村地区 を除く)	別記2の とおり
宇特区 第65号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業 を除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市九島 裏地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線で囲まれた区域 を除く。 基点 A 宇和島市九島宇土ヶ鼻標識 B 宇和島市九島藤ヶ尻崎鼻標識 点 ア Aから宇和島市吉田町大良鼻見通し750メート ルの点 イ Aから宇和島市吉田町大良鼻見通し100メート ルの点 ウ Bから宇和島市吉田町小島灯台見通し150メー トルの点 エ Bから宇和島市吉田町小島灯台見通し800メー トルの点 オ Aから宇和島市吉田町大良鼻見通し550メート ルの点 カ Aから宇和島市吉田町大良鼻見通し330メート ルの点 キ Bから宇和島市吉田町小島灯台見通し380メー トルの点 ク Bから宇和島市吉田町小島灯台見通し600メー トルの点	宇和島市 (津島町、 吉田町、 同三浦及 び旧宇和 海村地区 を除く)	別記2の とおり
宇特区 第66号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業 を除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市九島 荒網代地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれ た区域 基点 A 宇和島市九島宇土ヶ鼻北端 B 宇和島市九島坪浦鼻北端 点 ア Aから宇和島市大浦赤松只波鼻マイル標識見通 し30メートルの点 イ Aから宇和島市大浦赤松只波鼻マイル標識見通 し120メートルの点 ウ Aから89度30分550メートルの点 エ Bから35度45メートルの点	宇和島市 (津島町、 吉田町、 同三浦及 び旧宇和 海村地区 を除く)	別記2の とおり

免 許 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					オ Bから247度30分160メートルの点		
宇特区 第67号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蛤和 田地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 ただし、クオ、オカ、カキ及びキクの4直線によって囲まれ た区域を除く。 基点 A 宇和島市蛤704番地1（長さこ）地先護岸標識 点 ア Aから332度220メートルの点 イ Aから358度285メートルの点 ウ Aから99度315メートルの点 エ Aから123度260メートルの点 オ イとウを結んだ線上のイから200メートルの点 カ イとウを結んだ線上のイから260メートルの点 キ アとエを結んだ線上のアから260メートルの点 ク アとエを結んだ線上のアから200メートルの点	宇和島市 (津島町、 吉田町、 同三浦及 び旧宇和 海村地区 を除く)	別記2の とおり
宇特区 第68号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蛤和 田地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 ただし、クオ、オカ、カキ及びキクの4直線によって囲まれ た区域を除く。 基点 A 宇和島市蛤661番地2前護岸の標識 B 宇和島市蛤77番地2前護岸南角の標識 点 ア Aから8度105メートルの点 イ Aから36度210メートルの点 ウ Bから49度210メートルの点 エ Bから31度90メートルの点 オ イとウを結んだ線上のイから200メートルの点 カ イとウを結んだ線上のイから260メートルの点 キ アとエを結んだ線上のアから260メートルの点 ク アとエを結んだ線上のアから200メートルの点	宇和島市 (津島町、 吉田町、 同三浦及 び旧宇和 海村地区 を除く)	別記2の とおり
宇特区 第69号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蛤地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 基点 A 宇和島市蛤九島漁港（蛤）中浮防波堤南側付根 B 宇和島市蛤新3番地4新田東角標識 点 ア Bから宇和島市坂下津外海老崎丙1番7新田前 護岸東角見通し100メートルの点 イ Bから宇和島市坂下津外海老崎丙1番7新田前 護岸東角見通し180メートルの点 ウ Aから187度30分240メートルの点 エ Aから198度180メートルの点	宇和島市 (津島町、 吉田町、 同三浦及 び旧宇和 海村地区 を除く)	別記2の とおり
宇特区 第70号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市百之 浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線で囲まれた区域 を除く。 基点 A 宇和島市蛤新3番地4新田西角標識 B 宇和島市百之浦九島漁港（百之浦）防波堤北側 付根 点 ア Aから宇和島市坂下津外海老崎丙1番7新田前 護岸東角見通し80メートルの点 イ Aから宇和島市坂下津外海老崎丙1番7新田前 護岸東角見通し180メートルの点 ウ Bから宇和島市白浦黒鼻見通し200メートルの 点 エ Bから宇和島市白浦黒鼻見通し100メートルの 点 オ Aから185度200メートルの点 カ Aから196度30分230メートルの点 キ Aから220度170メートルの点 ク Aから209度130メートルの点	宇和島市 (津島町、 吉田町、 同三浦及 び旧宇和 海村地区 を除く)	別記2の とおり
宇特区 第71号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市本九 島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線で囲まれた区域 を除く。 基点 A 宇和島市百之浦九島漁港（百之浦）防波堤南側 付根 B 宇和島市本九島1861番地前護岸標識	宇和島市 (津島町、 吉田町、 同三浦及 び旧宇和 海村地区 を除く)	別記2の とおり

免 許 番	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					点 ア Aから宇和島市白浜140番地見通し80メートルの点 イ Aから宇和島市白浜140番地見通し180メートルの点 ウ Bから宇和島市白浜557番地3地先前防波堤(小島防波堤)突端見通し200メートルの点 エ Bから宇和島市白浜557番地3地先前防波堤(小島防波堤)突端見通し100メートルの点 オ Aから196度235メートルの点 カ Aから204度275メートルの点 キ Aから223度215メートルの点 ク Aから217度165メートルの点		
宇特区 第72号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖 (くろ まぐろ 小割式 養殖業除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市本九 島地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市本九島1876番地1前護岸標識 B 宇和島市本九島1885番地前護岸標識 C 宇和島市本九島箱崎物揚場西角 点 ア Aから宇和島市石応滝鼻鉄塔見通し70メートルの点 イ Bから宇和島市石応1153番地4見通し60メートルの点 ウ Cから宇和島市石応漁港東防波堤西側突端見通し100メートルの点	宇和島市 (津島町、 吉田町、 同三浦及 び旧宇和 海村地区 を除く)	別記2の とおり
宇特区 第73号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖 (くろ まぐろ 小割式 養殖業除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市本九 島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市九島小真坂鼻西端 B 宇和島市九島亀田突端 点 ア Aから宇和島市小高島念仏磐見通し80メートルの点 イ Aから宇和島市小高島念仏磐見通し230メートルの点 ウ Bから宇和島市小高島東端見通し130メートルの点 エ Bから宇和島市小高島東端見通し50メートルの点	宇和島市 (津島町、 吉田町、 同三浦及 び旧宇和 海村地区 を除く)	別記2の とおり
宇特区 第74号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖 (くろ まぐろ 小割式 養殖業除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市小高 島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小高島北端より海岸沿い東へ10メートルの標識 点 ア Aから宇和島市小真坂鼻見通し40メートルの点 イ Aから宇和島市小真坂鼻見通し150メートルの点 ウ Aから62度160メートルの点 エ Aから86度110メートルの点	宇和島市 (津島町、 吉田町、 同三浦及 び旧宇和 海村地区 を除く)	別記2の とおり
宇特区 第75号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖 (くろ まぐろ 小割式 養殖業除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市小高 島地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小高島念仏磐南端 B 宇和島市小高島丸山南端 C 宇和島市小高島竜王島南端 D 宇和島市本九島箱崎西端海岸沿い北へ50メートルの標識 点 ア Aから宇和島市石応鍋島北端見通し70メートルの点 イ Bから宇和島市石応鍋島北東端見通し70メートルの点 ウ Cから宇和島市石応漁港東防波堤付根見通し110メートルの点 エ CからD見通し50メートルの点	宇和島市 (津島町、 吉田町、 同三浦及 び旧宇和 海村地区 を除く)	別記2の とおり
宇特区 第76号	第1種 区画漁 業	わかめ 養殖業	9月1日から 翌4月30日ま で	宇和島市平浦 地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池鳥首島引出鼻	宇和島市 (津島町、 吉田町、 同三浦及 び旧宇和 海村地区 を除く)	別記1及 び2のと おり

免 許 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					B 宇和島市平浦はかり岩 点 ア Aから263度30分200メートルの点 イ Bから宇和島市遊子ニワトリ小島見通し110メートルの点	び旧宇和海村地区を除く)	
宇特区 第77号	第1種 区画漁業	こんぶ 養殖業	9月1日から 翌4月30日まで	宇和島市蛤地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蛤九島漁港(蛤)中浮防波堤南側付根 点 ア Aから198度180メートルの点 イ Aから187度30分240メートルの点 ウ Aから179度215メートルの点 エ Aから187度30分155メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記1及び2のとおり
宇特区 第78号	第1種 区画漁業	かき垂 下式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市坂下津地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市坂下津丙132番地の2新田前護岸南西 角標識 B 宇和島市坂下津甲254番地の6前護岸東角より 護岸沿い西へ60メートルの標識 C 宇和島市坂下津甲64番地前護岸北角 点 ア AからC見通し60メートルの点 イ Bから210度30分40メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇特区 第79号	第1種 区画漁業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市三浦大内、安米地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦西新10番地前護岸標識 B 宇和島市三浦西440番地東端の標識 点 ア AからB見通し210メートルの点 イ Bから宇和島市三浦名切崎見通し225メートル の点	宇和島市 三浦	別記2のとおり
宇特区 第80号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波4790番地島津竜王防波堤先端の岩 場に設置された金属鉢 点 ア Aから86度10分42秒456メートルの点 イ Aから321度33分44秒886メートルの点 ウ Aから333度04分58秒966メートルの点 エ Aから71度05分03秒610メートルの点	宇和島市 下波	別記2のとおり
宇特区 第81号	第1種 区画漁業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8 直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター 前の護岸の北東端角に設置された金属鉢 点 ア Aから89度40分22秒248メートルの点 イ Aから329度58分42秒471メートルの点 ウ Aから350度30分14秒544メートルの点 エ Aから340度04分53秒718メートルの点 オ Aから11度02分41秒1,130メートルの点 カ Aから29度18分47秒990メートルの点 キ Aから31度19分35秒1,125メートルの点 ク Aから48度10分08秒1,145メートルの点	宇和島市 下波	別記2のとおり
宇特区 第82号	第1種 区画漁業	ひおう ぎ垂下 式養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター 前の護岸の北東端角に設置された金属鉢 点 ア Aから100度57分47秒331メートルの点 イ Aから89度40分22秒248メートルの点 ウ Aから65度39分18秒411メートルの点 エ Aから76度53分15秒464メートルの点	宇和島市 下波	別記2のとおり
宇特区 第83号	第1種 区画漁業	真珠貝 垂下式 ・とかの り養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター 前の護岸の北東端角に設置された金属鉢 点 ア Aから329度58分42秒471メートルの点 イ Aから324度03分43秒662メートルの点 ウ Aから340度04分53秒718メートルの点	宇和島市 下波	別記2のとおり

免 許 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件		
					エ Aから350度30分14秒554メートルの点				
宇特区 第84号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市下波 蜂の巣鼻地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター 前の護岸の北東端角に設置された金属鉢 点 ア Aから314度00分44秒1,169メートルの点 イ Aから309度43分45秒1,835メートルの点 ウ Aから331度43分31秒2,089メートルの点 エ Aから344度11分04秒1,537メートルの点	宇和島市 下波及び 蔵淵地区	別記2の とおり		
宇特区 第85号	第1種 区画漁業	ひおう き垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市遊子 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子雨宿島東端 点 ア Aから129度180メートルの点 イ Aから105度250メートルの点 ウ Aから132度520メートルの点 エ Aから145度490メートルの点	宇和島市 遊子	別記2の とおり		
宇特区 第86号	第1種 区画漁業	わかめ 養殖業	9月1日から 翌4月30日まで	宇和島市遊子 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子雨宿島東端 点 ア Aから123度375メートルの点 イ Aから110度450メートルの点 ウ Aから121度570メートルの点 エ Aから132度520メートルの点	宇和島市 遊子	別記1及 び2のと おり		
宇特区 第87号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市遊子 地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって 囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子魚泊鼻北東端 B 宇和島市遊子番匠鼻東南端 点 ア Aから120度135メートルの点 イ Aから91度630メートルの点 ウ Aから91度1,080メートルの点 エ Bから83度1,265メートルの点 オ Bから83度615メートルの点 カ Bから69度200メートルの点	宇和島市 遊子	別記2の とおり		
宇特区 第88号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市遊子 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子水ヶ浦防波堤北側突端 B 宇和島市遊子魚泊鼻北東端 点 ア Aから79度240メートルの点 イ Aから84度335メートルの点 ウ Bから11度210メートルの点 エ Bから343度230メートルの点	宇和島市 遊子	別記2の とおり		
宇特区 第89号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市遊子 地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線に よって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子水ヶ浦鼻北東端 B 宇和島市遊子魚泊鼻北東端 点 ア Aから138度175メートルの点 イ Aから120度275メートルの点 ウ Aから99度250メートルの点 エ Aから97度400メートルの点 オ Aから123度1,030メートルの点 カ Bから87度1,000メートルの点 キ Bから66度225メートルの点	宇和島市 遊子	別記2の とおり		
宇特区 第90号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市遊子 高島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれ た区域 基点 A 宇和島市遊子高島西端 B 宇和島市遊子高島小網代鼻南端 C 宇和島市遊子高島家の前鼻南端 点 ア Aから110度135メートルの点 イ Bから181度100メートルの点 ウ Cから248度120メートルの点 エ Cから190度360メートルの点 オ Aから138度400メートルの点	宇和島市 遊子	別記2の とおり		

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
宇特区 第91号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖 (くろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市遊子 高島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線に よって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子高島家の前鼻南端 B 宇和島市遊子高島家鳥鼻東端 点 ア Aから225度100メートルの点 イ Bから200度210メートルの点 ウ Bから91度125メートルの点 エ Bから123度400メートルの点 オ Bから152度410メートルの点 カ Bから183度490メートルの点 キ Aから183度370メートルの点	宇和島市 遊子	別記2の とおり
宇特区 第92号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖 (くろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市遊子 地先	Bア、アウ、ウイ及びイCの4直線とBC間の最大低潮時 海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子押前鼻消波堤西側突端 B 宇和島市遊子美地島地島の標識 C 宇和島市遊子美地島消波堤東側突端 D 宇和島市遊子平鷺鼻北西端 点 ア AからB見通し線50メートルの点 イ Cから宇和島市遊子越ヶ鼻見通し線とDから47 度の線との交点 ウ Dから327度60メートルの点	宇和島市 遊子	別記2の とおり
宇特区 第93号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖 (くろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市遊子 地先	アイ、イウ及びウアの3直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子美地島消波堤東側突端 B 宇和島市遊子越ヶ鼻北西端 点 ア Aから106度220メートルの点 イ Bから12度580メートルの点 ウ Bから330度330メートルの点	宇和島市 遊子	別記2の とおり
宇特区 第94号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蔵淵 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔵淵2593番地西角防波堤付根より南西 へ60メートルの標識 点 ア Aから160度15メートルの点 イ Aから160度145メートルの点 ウ Aから93度340メートルの点 エ Aから71度320メートルの点	宇和島市 蔵淵	別記2の とおり
宇特区 第95号	第1種 区画漁 業	かき垂 下式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蔵淵 地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から5メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇区 第81号及び宇区第82号の区域を除く。 基点 A 宇和島市蔵淵2044番地弁財天鼻突端 B 宇和島市蔵淵1407番地前護岸突端 点 ア Aから宇和島市蔵淵1001-1番地男崎鼻見通し 180メートルの点 イ Bから宇和島市蔵淵378番地崩の浦鼻見通し150 メートルの点	宇和島市 蔵淵	別記2の とおり
宇特区 第96号	第1種 区画漁 業	かき垂 下式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蔵淵 地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔵淵979番地作業場西角前護岸の標識 B 宇和島市蔵淵981番地西鼻突端 点 ア Aから宇和島市蔵淵515-7番地天神鼻埋立護 岸西角から東へ32メートルの標識見通し30メート ルの点 イ Bから宇和島市蔵淵515-7番地天神鼻埋立護 岸東角見通し30メートルの点	宇和島市 蔵淵	別記2の とおり
宇特区 第97号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蔵淵 地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔵淵378番地崩の浦鼻突端 B 宇和島市蔵淵295番地刈又護岸北東端 点 ア Aから宇和島市下波竜王鼻見通し200メートル の点	宇和島市 蔵淵	別記2の とおり

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					イ Bから125度150メートルの点		
宇特区 第98号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蔵淵 地先	Aア、アイ、イC及びD Eの4直線とAD及びEC間の最 大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔵淵295番地刈又護岸北東端 B 宇和島市蔵淵189番地石原鼻標識 C Bから海岸線沿い東へ550メートルの標識 D 宇和島市蔵淵275番地千瀬の標識 E 宇和島市蔵淵215番地小池東鼻の瀬頂点 点 ア Bから宇和島市蔵淵2091番地先落の鼻灯台見通 し150メートルの点 イ Cから宇和島市蔵淵裸島中瀬見通し250メート ルの点	宇和島市 蔵淵	別記2の とおり
宇特区 第99号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蔵淵 地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって 囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔵淵3787番地契島中鼻の瀬標識 点 ア Aから8度140メートルの点 イ Aから8度80メートルの点 ウ Aから62度200メートルの点 エ Aから56度220メートルの点 オ Aから62度300メートルの点 カ Aから59度320メートルの点	宇和島市 蔵淵	別記2の とおり
宇特区 第100 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蔵淵 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔵淵沖鶴留止島東端 点 ア Aから13度540メートルの点 イ Aから13度1,140メートルの点 ウ Aから6度1,140メートルの点 エ Aから358度540メートルの点	宇和島市 蔵淵	別記2の とおり
宇特区 第101 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蔵淵 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔵淵452番地細木運河護岸の西端から 海岸線沿い東へ410メートルの標識 B 宇和島市蔵淵378番地崩の浦鼻突端 点 ア Aから170度180メートルの点 イ Aから170度300メートルの点 ウ Bから167度300メートルの点 エ Bから167度180メートルの点	宇和島市 蔵淵	別記2の とおり
宇特区 第102 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市嘉島 地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市嘉島ぎおん鼻先端 B 宇和島市嘉島丸瀬丘の標識 点 ア Aから宇和島市戸島中の島西端見通し80メート ルの点 イ Bから宇和島市蔵淵赤崎見通し80メートルの点	宇和島市 戸島	別記2の とおり
宇特区 第103 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市嘉島 地先	アイ、イエ、エウ及びウアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市嘉島中の島八の間西端 B 宇和島市嘉島中の島八の間鉄塔 点 ア Aから宇和島市嘉島丸ばい見通し170メートル の点 イ Aから宇和島市嘉島丸ばい見通し90メートルの 点 ウ Bから西予市明浜町田之浜大崎鼻見通し120メー トルの点 エ Bから西予市明浜町田之浜大崎鼻見通し50メー トルの点	宇和島市 戸島	別記2の とおり
宇特区 第104 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市嘉島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれ た区域を除く。 基点 A 宇和島市嘉島中の島東南端標識	宇和島市 戸島	別記2の とおり

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
		養殖業 を除く)			B 宇和島市嘉島中躉標識 点 ア Aから200度50メートルの点 イ Aから200度570メートルの点 ウ Bから200度450メートルの点 エ Bから200度40メートルの点 オ Aから200度320メートルの点 カ Bから200度200メートルの点 キ Bから200度300メートルの点 ク Aから200度420メートルの点		
宇特区 第105 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖(くろ まぐろ 小割式 養殖業 を除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島郡の標識 B 宇和島市戸島郡丸石の標識 点 ア Aから300度120メートルの点 イ Aから300度320メートルの点 ウ Bから300度320メートルの点 エ Bから300度120メートルの点	宇和島市 戸島	別記2の とおり
宇特区 第106 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖(くろ まぐろ 小割式 養殖業 を除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島貝崎1号標識 B 宇和島市戸島貝崎2号標識 点 ア Aから宇和島市戸島平根岩見通し80メートルの 点 イ Aから宇和島市戸島平根岩見通し280メートル の点 ウ Bから宇和島市戸島十郎護岸北端見通し260メ ートルの点 エ Bから宇和島市戸島十郎護岸北端見通し60メー トルの点	宇和島市 戸島	別記2の とおり
宇特区 第107 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖(くろ まぐろ 小割式 養殖業 を除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線、ケコ、コサ、 サシ及びシケの4直線及びスセ、セソ、ソタ及びタスの4直 線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市戸島赤崎の標識 B 宇和島市戸島大内浦の標識 点 ア Aから145度300メートルの点 イ Aから145度500メートルの点 ウ Bから145度650メートルの点 エ Bから145度450メートルの点 オ アエ間のアから150メートルの点 カ イウ間のイから150メートルの点 キ イウ間のイから250メートルの点 ク アエ間のアから250メートルの点 ケ アエ間のアから350メートルの点 コ イウ間のイから350メートルの点 サ イウ間のイから550メートルの点 シ アエ間のアから550メートルの点 ス アエ間のアから750メートルの点 セ イウ間のイから750メートルの点 ゾ イウ間のイから800メートルの点 タ アエ間のアから800メートルの点	宇和島市 戸島	別記2の とおり
宇特区 第108 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖(くろ まぐろ 小割式 養殖業 を除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線及びケコ、コサ、 サシ及びシケの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市戸島赤崎の標識 B 宇和島市戸島丸山の標識 点 ア Aから145度650メートルの点 イ Aから145度800メートルの点 ウ Bから145度850メートルの点 エ Bから145度700メートルの点 オ アエ間のアから150メートルの点	宇和島市 戸島	別記2の とおり

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					カ イウ間のイから150メートルの点 キ イウ間のイから300メートルの点 ク アエ間のアから300メートルの点 ケ アエ間のアから450メートルの点 コ イウ間のイから450メートルの点 サ イウ間のイから600メートルの点 シ アエ間のアから600メートルの点		
宇特区 第109 号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市戸島美砂子浜の1号標識 B 宇和島市戸島立磐の標識 点 ア Aから41度220メートルの点 イ Aから41度550メートルの点 ウ Bから41度550メートルの点 エ Bから41度200メートルの点 オ Aから41度350メートルの点 カ Aから41度400メートルの点 キ Bから41度400メートルの点 ク Bから41度350メートルの点	宇和島市 戸島	別記2の とおり
宇特区 第110 号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島 地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域。ただし、カキ、キク、クケ及びケカの4直線及びコサ、サシ、シイ及びイコの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市戸島遠戸島横磐の標識 B 宇和島市戸島遠戸島竹の浦標識 点 ア Aから27度250メートルの点 イ Aから27度600メートルの点 ウ イから69度の線とエから270度の線との交点 エ Bから27度880メートルの点 オ Bから27度330メートルの点 カ アオ間のアから400メートルの点 キ エウ間のエから300メートルの点 ク エウ間のエから400メートルの点 ケ アオ間のアから300メートルの点 コ Aから27度500メートルの点 サ Bから27度580メートルの点 シ Bから27度680メートルの点	宇和島市 戸島	別記2の とおり
宇特区 第111 号	第1種 区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島赤崎の標識 B 宇和島市戸島大内浦の標識 点 ア Aから205度750メートルの点 イ Aから182度1,115メートルの点 ウ Bから149度1,110メートルの点 エ Bから151度959メートルの点	宇和島市 戸島	1 別記 2のと おり 2 当該 漁業権 に係る 漁場の 区域に おいて 設置する 養殖用に 供する設 以降超 てはなら ない。た だし、 生け簀の 総面積が 724平 方メー トルを 超えな い範囲 内で、 生け簀

免 番 号	許 可 種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
宇特区 第112 号	第1種 区画漁 業	くろま ぐろ小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市嘉島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島赤崎の標識 点 ア Aから81度430メートルの点 イ Aから125度740メートルの点 ウ Aから163度600メートルの点 エ Aから181度90メートルの点	宇和島市 戸島	形規はをすと の状格台数を 變ることは差 支えい。形規 直メト台 径34メー ル、数台
宇特区 第113 号	第1種 区画漁 業	くろま ぐろ小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市嘉島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島郡の標識 B 宇和島市戸島郡北の標識 点 ア Aから10度410メートルの点 イ Aから8度790メートルの点 ウ Bから300度355メートルの点 エ Bから239度395メートルの点	宇和島市 戸島	1 別記 2 のと おり 2 当該 漁業権 に漁場 区域に おいて 設置す る用に 供する 施は、 下模 えてな い。だ しき 面積が 5,448平 方メー トルを 超えな い範囲 内で、 生け簀 の状 格台 變は 支え い。形 規直 メト ル、 数台

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
							の総面積が9,080メートルを超える範囲で、漁形規格を変更する場合は支え。状形規直径34メートル、台数：10台
宇特区 第114 号	第1種 区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島郡の標識 B 宇和島市嘉島中の島東南端消波堤 点 ア Aから332度210メートルの点 イ Bから105度490メートルの点 ウ Bから106度709メートルの点 エ Aから40度163メートルの点	宇和島市 戸島	1 別記 2 のと おり 2 当該漁業に係る漁業用いられる養殖用は、工種苗でなければならぬ。
宇特区 第115 号	第1種 区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市嘉島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島郡の標識 B 宇和島市嘉島中の島東南端消波堤 点 ア Aから308度260メートルの点 イ Aから290度699メートルの点 ウ Bから198度338メートルの点 エ Bから139度532メートルの点	宇和島市 戸島	1 別記 2 のと おり 2 当該漁業に係る漁業用に設置する設施は、下模様でない。ただし、生の総面積が3,770メートルを超える範囲で、漁形規格を変更する場合は支え。状形規直

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
							径40メートル、台数：3台
宇特区 第116号	第1種 区画漁業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島 地先	Aア及びABの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島ハゲノ鼻南端 B 宇和島市戸島赤崎岩 点 ア Bから宇和島市蔵淵黒島東端見通し230メートルの点	宇和島市 戸島	別記2の とおり
宇特区 第117号	第1種 区画漁業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島 地先	Aア及びABの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島丸山東端の標識 B 宇和島市戸島2218番地（うわうみ漁業協同組合戸島支所事務所）北角標識 点 ア Aから145度150メートルの点	宇和島市 戸島	別記2の とおり
宇特区 第118号	第1種 区画漁業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市日振 島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島落網代の標識 B 宇和島市日振島メキガ浦大岩中央点 点 ア Aから宇和島市日振島島頭突端見通し150メートルの点 イ Bから宇和島市日振島681の2南側角標識見通し130メートルの点	宇和島市 日振島	別記2の とおり
宇特区 第119号	第1種 区画漁業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市日振 島地先	Aア、アイ、イB及びBAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島島頭大岩の標識 B 宇和島市日振島一つ瀬中央の標識 点 ア Aから宇和島市日振島才藏鼻見通し200メートルの点 イ Bから宇和島市日振島ウドの口見通し200メートルの点	宇和島市 日振島	別記2の とおり
宇特区 第120号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市日振 島地先	Aア、アイ及びイCの3直線とAC間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Bから宇和島市日振島丸瀬見通し線より東側15メートル及び西側15メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市日振島竹ヶ島オオタニ大岩 B 宇和島市日振島竹ヶ島サザエ瀬頂点 C 宇和島市日振島竹ヶ島南端 点 ア Aから宇和島市日振島丸瀬北端見通し100メートルの点 イ Cから宇和島市日振島島頭見通し100メートルの点	宇和島市 日振島	別記2の とおり
宇特区 第121号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市日振 島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島丸瀬の標識 点 ア Aから137度110メートルの点 イ Aから14度260メートルの点 ウ Aから36度312メートルの点 エ Aから111度15分210メートルの点	宇和島市 日振島	別記2の とおり
宇特区 第122号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市日振 島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島明海1942番地南角の標識 B 宇和島市日振島明海新田鼻標識 点 ア Aから113度20メートルの点 イ Aから113度170メートルの点 ウ Bから宇和島市日振島横島高鼻見通し170メートルの点 エ Bから宇和島市日振島横島高鼻見通し20メートルの点	宇和島市 日振島	別記2の とおり

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
宇特区 第123 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖 (くろ まぐろ 小割式 養殖業 を除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市日振 島地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時 海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、 Bから84度の線の北側航路幅60メートルとAからビヤノ奥見 通し線の東側航路幅50メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市日振島明海新田鼻標識 B 宇和島市日振島松ヶ鼻標識 C 宇和島市日振島明海丸壺の標識 点 ア Aから宇和島市日振島赤瀬鼻見通し150メート ルの点 イ Cから宇和島市日振島赤瀬鼻見通し300メート ルの点 ウ Cから宇和島市日振島赤瀬鼻見通し50メートル の点	宇和島市 日振島	別記2の とおり
宇特区 第124 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖 (くろ まぐろ 小割式 養殖業 を除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市日振 島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島堺橋南端 点 ア Aから114度98メートルの点 イ Aから105度208メートルの点 ウ Aから61度272メートルの点 エ Aから39度194メートルの点	宇和島市 日振島	別記2の とおり
宇特区 第125 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖 (くろ まぐろ 小割式 養殖業 を除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市日振 島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島堺橋南端 点 ア Aから宇和島市日振島コオラ鼻見通し270メー トルの点 イ Aから81度30分282メートルの点 ウ Aから86度30分398メートルの点 エ Aから宇和島市日振島コオラ鼻見通し390メー トルの点	宇和島市 日振島	別記2の とおり
宇特区 第126 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖 (くろ まぐろ 小割式 養殖業 を除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市日振 島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島喜路松ヶ鼻標識 点 ア Aから140度24分90メートルの点 イ Aから199度310メートルの点 ウ Aから223度30分304メートルの点 エ Aから270度9分50メートルの点	宇和島市 日振島	別記2の とおり
宇特区 第127 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖 (くろ まぐろ 小割式 養殖業 を除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市日振 島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島喜路大浜標識 B 宇和島市日振島喜路小喜路口標識 点 ア Aから宇和島市日振島早磯の瀬灯標見通し50メー トルの点 イ Aから宇和島市日振島早磯の瀬灯標見通し194 メートルの点 ウ Bから宇和島市日振島早磯の瀬護岸敷東角見通 し194メートルの点 エ Bから宇和島市日振島早磯の瀬護岸敷東角見通 し50メートルの点	宇和島市 日振島	別記2の とおり
宇特区 第128 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖 (くろ まぐろ 小割式 養殖業 を除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市日振 島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島喜路松ヶ鼻標識 点 ア Aから156度150メートルの点 イ Aから144度344メートルの点 ウ Aから161度36分382メートルの点 エ Aから185度18分220メートルの点	宇和島市 日振島	別記2の とおり
宇特区 第129 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖 (くろ まぐろ 小割式 養殖業 を除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市日振 島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島喜路松ヶ鼻標識 点 ア Aから192度260メートルの点 イ Aから167度30分406メートルの点 ウ Aから180度30分492メートルの点 エ Aから202度15分380メートルの点	宇和島市 日振島	別記2の とおり

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
宇特区 第130 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業 を除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市日振 島地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線とケコ、コサ、 サシ及びシケの4直線によって囲まれた区域を除く。</p> <p>基点 A 宇和島市日振島3069番地2前護岸の標識 B 宇和島市日振島3309番地(八坂神社)前護岸の 標識</p> <p>点 ア Aから46度290メートルの点 イ Aから46度590メートルの点 ウ Bから46度36分610メートルの点 エ Bから46度36分310メートルの点 オ Aから46度415メートルの点 カ Aから46度465メートルの点 キ Bから46度36分490メートルの点 ク Bから46度36分440メートルの点 ケ イウ間のイから85メートルの点 コ イウ間のイから120メートルの点 サ アエ間のアから120メートルの点 シ アエ間のアから85メートルの点</p>	宇和島市 日振島	別記2の とおり
宇特区 第131 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業 を除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市日振 島地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 ただし、Bから真方位310度の線の北東側航路幅50メートル の区域を除く。</p> <p>基点 A 宇和島市日振島喜路防波堤西角の標識 B 宇和島市日振島早磯護岸敷の北端から海岸沿い に北東へ140メートルの標識</p> <p>点 ア Aから38度30分180メートルの点 イ Aから38度30分410メートルの点 ウ Aから65度36分460メートルの点 エ Aから86度270メートルの点</p>	宇和島市 日振島	別記2の とおり
宇特区 第132 号	第1種 区画漁 業	くろま ぐろ小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市日振 島地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市日振島コオラ鼻北端</p> <p>点 ア Aから199度100メートルの点 イ Aから246度30分420メートルの点 ウ Aから288度30分470メートルの点 エ Aから336度240メートルの点</p>	宇和島市 日振島	1 別記 2 のと おり 2 当該 漁業権 に係る 漁場の 区域に おいて 設置す る養殖 用設施 は、下 記規 定を 超えて はな い。だ し、養 殖面 積が4, 165平 方メー トルを 超えな い範 内で、養 殖形 態、規 格を 変更す ることは 差し支 えな い。形 状：長 方形、 規格： 17メー トル× 14メー トル、

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
							台数： 1台、 形状： 円形、 規格： 直径20 メートル、 数台： 8台、 形状、 規格： 直径30 メートル、 数台： 2台 3 当該 漁業権 に漁場の 区域に おいて天 然苗の引 込を行つて らない。 お、運送 による活 込みは除 く。
宇特区 第133 号	第1種 区画漁業	くろま ぐろ小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市日振 島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島コオラ鼻北端 点 ア Aから339度30分490メートルの点 イ Aから347度30分930メートルの点 ウ Aから25度30分1,060メートルの点 エ Aから44度705メートルの点	宇和島市 日振島	1 別記 2 のと おり 2 当該 漁業権 に漁場の 区域に おいて設 置する設 以規超は なれた、 下模えな い。だけ 生の総面 積が17 ,672平 方メー トルをな 内規はす とし、形 状、規 格、台 数等 3 当該 漁業権 に漁場の 区域に

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
							おいて天然活苗のみを行つてならない。お、に活は除く。
宇特区 第134 号	第1種 区画漁 業	くろま ぐろ小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市日振 島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島コオラ鼻北端 点 ア Aから286度100メートルの点 イ Aから351度45分650メートルの点 ウ Aから47度940メートルの点 エ Aから87度45分680メートルの点	宇和島市 日振島	1 別記 2 のと おり該 漁に係るの 区域におい て設置する 用する設施 は、下模 なさい。だ け生の総面 積が28, 982平 方メー ル超 い内 生の状 格台 變るは 支い。 状形、 格径一 ル、數 台、状形、 格径一 ル、數 台

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
宇特区 第135 号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町北灘福浦地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘福浦蜂ノ巣鼻突端 点 ア Aから164度300メートルの点 イ Aから153度180メートルの点 ウ Aから220度200メートルの点 エ Aから204度310メートルの点	宇和島市 津島町北 灘	別記2の とおり
宇特区 第136 号	第1種 区画漁業	真珠貝 垂下式・ とかのり 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町北灘福浦地 先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって 囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘福浦中水谷の標識 点 ア Aから270度310メートルの点 イ Aから270度200メートルの点 ウ Aから304度250メートルの点 エ Aから322度180メートルの点 オ Aから342度590メートルの点 カ Aから322度600メートルの点	宇和島市 津島町北 灘	別記2の とおり
宇特区 第137 号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町北灘地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線に よって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘北福浦漁港北防波堤付根西 側 B 宇和島市津島町北灘北福浦漁港鋼製浮消波堤 I 堤南東角 C 宇和島市津島町北灘北福浦漁港鋼製浮消波堤 I 堤北東角 点 ア Aから281度525メートルの点 イ Aから245度285メートルの点 ウ Bから113度995メートルの点 エ Bから113度130メートルの点 オ Cから100度210メートルの点 カ Cから14度50メートルの点 キ Aから289度1,410メートルの点	宇和島市 津島町北 灘	別記2の とおり
宇特区 第138 号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘北福浦漁港南防波堤南西角 点 ア Aから206度150メートルの点 イ Aから206度520メートルの点 ウ Aから233度600メートルの点 エ Aから315度255メートルの点	宇和島市 津島町北 灘	別記2の とおり
宇特区 第139 号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘スズレ鼻南端 点 ア Aから280度80メートルの点 イ Aから234度240メートルの点 ウ Aから149度575メートルの点 エ Aから130度530メートルの点	宇和島市 津島町北 灘	別記2の とおり
宇特区 第140 号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町北灘地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれ た区域 基点 A 宇和島市津島町北灘乙1150番地の1作業舎西角 B 宇和島市津島町北灘掛網代防波堤南側付根 C 宇和島市津島町北灘掛網代船揚場北西角 点 ア Aから宇和島市津島町北灘磐の元護岸東端見通 し300メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘磐の元護岸東端見通 し250メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町北灘ゾレの谷見通し180 メートルの点 エ Cから宇和島市津島町北灘ゾレの谷見通し250 メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘磐の元護岸東端見通 し400メートルの点	宇和島市 津島町北 灘	別記2の とおり

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
宇特区 第141 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖 (くろ まぐろ 小割式 養殖業 を除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘乙1150番地の1作業舎西角 B 宇和島市津島町北灘掛網代船揚場北西角 点 ア Aから宇和島市津島町北灘磐の元護岸東端見通し470メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘ゾレの谷見通し320メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘ゾレの谷見通し370メートルの点 エ Aから宇和島市津島町北灘磐の元護岸東端見通し520メートルの点	宇和島市 津島町北 灘	別記2の とおり
宇特区 第142 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖 (くろ まぐろ 小割式 養殖業 を除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘木浦松鼻南東端 B 宇和島市津島町北灘牛の浦鼻南東端 点 ア Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8作業舎西端見通し60メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘真鳥護岸西端見通し60メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘真鳥護岸西端見通し380メートルの点 エ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8作業舎西端見通し430メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8作業舎西端見通し160メートルの点 カ Bから宇和島市津島町北灘真鳥護岸西端見通し165メートルの点 キ Bから宇和島市津島町北灘真鳥護岸西端見通し270メートルの点 ク Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8作業舎西端見通し260メートルの点	宇和島市 津島町北 灘	別記2の とおり
宇特区 第143 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖 (くろ まぐろ 小割式 養殖業 を除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘乙412番地宅地西角 B 宇和島市津島町北灘乙147番地住宅西角 点 ア Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先 地下海水吸水構見通し225メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先 地下海水吸水構見通し535メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番 97真珠作業舎中央見通し830メートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番 97真珠作業舎中央見通し380メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先 地下海水吸水構見通し320メートルの点 カ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先 地下海水吸水構見通し425メートルの点 キ Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番 97真珠作業舎中央見通し590メートルの点 ク Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番 97真珠作業舎中央見通し495メートルの点	宇和島市 津島町北 灘	別記2の とおり
宇特区 第144 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖 (くろ まぐろ 小割式 養殖業 を除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘乙412番地宅地西角 B 宇和島市津島町北灘乙147番地住宅西角 点 ア Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先 地下海水吸水構見通し590メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先 地下海水吸水構見通し660メートルの点	宇和島市 津島町北 灘	別記2の とおり

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					ウ Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番 97真珠作業舍中央見通し945メートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番 97真珠作業舍中央見通し880メートルの点		
宇特区 第145 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖 (くろ まぐろ 小割式 養殖業除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘国永防波堤南角付根 B 宇和島市津島町北灘国延東側外ヶ浦鼻から海岸 沿い西へ50メートルの標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘小日提第11号120の 4(北灘漁協南部支所)事務所東角から護岸沿い 東へ20メートルの標識見通し320メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘小日提第11号120の 4(北灘漁協南部支所)事務所東角から護岸沿い 東へ20メートルの標識見通し795メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻中 央から東へ直線で20メートルの標識見通し580メ ートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻中 央から東へ直線で20メートルの標識見通し85メー トルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘小日提第11号120の 4(北灘漁協南部支所)事務所東角から護岸沿い 東へ20メートルの標識見通し520メートルの点 カ Aから宇和島市津島町北灘小日提第11号120の 4(北灘漁協南部支所)事務所東角から護岸沿い 東へ20メートルの標識見通し620メートルの点 キ Bから宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻中 央から東へ直線で20メートルの標識見通し400メ ートルの点 ク Bから宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻中 央から東へ直線で20メートルの標識見通し300メ ートルの点	宇和島市 津島町北 灘	別記2の とおり
宇特区 第146 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖 (くろ まぐろ 小割式 養殖業除 く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域及び宇和島市津島町北灘鵜之浜防波堤突端から同町北 灘金比羅鼻から海岸沿い北へ200メートルの標識見通し線から西側航路幅100メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘国延東側外ヶ浦鼻の標識 B 宇和島市津島町北灘鵜之浜田ノ谷鼻の標識 C 宇和島市津島町岩松港鵜刺防波堤灯台付け根から北へ海岸沿い90メートルの標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻東 端見通し90メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻東 端見通し580メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町北灘掛網代天満神社見通 し395メートルの点 エ Bからア見通し300メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻東 端見通し300メートルの点 カ Aから宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻東 端見通し400メートルの点 キ ウからエ見通し170メートルの点 ク ウからエ見通し270メートルの点	宇和島市 津島町北 灘	別記2の とおり
宇特区 第147 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式・と さかの り養殖	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町北灘地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とAB間の最大 低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘大森ドハイの鼻突端 B 宇和島市津島町北灘大瀬鼻突端	宇和島市 津島町北 灘	別記2の とおり

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
		業			点 ア Aから宇和島市津島町下灘須下崎灯台見通し300メートルの点 イ Bから193度965メートルの点 ウ Bから135度385メートルの点 エ Bから宇和島市津島町前島島頂見通し60メートルの点		
宇特区 第148 号	第1種 区画漁 業	のり養 殖業	9月1日から 翌4月30日ま で	宇和島市津島 町岩松地先	Aア、アイ、イウ、ウC及びD Eの5直線とA E及びC D間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町玉ヶ月水門 B 宇和島市津島町玉ヶ月タンポ鼻北端 C 宇和島市津島町岩松干拓地護岸西南角 D 宇和島市津島町岩松川右岸堤防標識1号 E 宇和島市津島町巽橋西詰北角 F 宇和島市津島町岩松港防波堤東側突端 点 ア AからC見通し30メートルの点 イ BからF見通し30メートルの点 ウ BからF見通し180メートルの点	宇和島市 津島町岩 松	別記1及 び2のと おり
宇特区 第149 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式・と さかの り養殖 業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町田之浜地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキCの8直線とA C間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第106号の区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町田之浜ハガマの鼻南西端 B 宇和島市津島町田之浜ダシビキの鼻西端 C 宇和島市津島町田之浜漁港防波堤西側付根から防波堤沿い西へ100メートルの標識 D 宇和島市津島町田之浜中瀬の標識 E 宇和島市津島町曾根ウドの鼻西端 点 ア Aから宇和島市津島町前島島頂見通し430メートルの点 イ Bから254度見通し630メートルの点 ウ Bから254度見通し810メートルの点 エ Eから宇和島市津島町前島島頂見通し1,280メートルの点 オ Eから宇和島市津島町前島島頂見通し700メートルの点 カ Dから宇和島市津島町裸島西端見通し750メートルの点 キ Dから宇和島市津島町裸島西端見通し150メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第150 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式・と さかの り養殖 業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町曾根地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町曾根大迫の鼻突端 B 宇和島市津島町曾根平工門ダケ地先突端 点 ア Aから宇和島市津島町竹ヶ島南端見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市津島町竹ヶ島南端見通し490メートルの点 ウ Aから宇和島市津島町田瀬大明崎見通し480メートルの点 エ Bから宇和島市津島町田瀬防波堤突端見通し400メートルの点 オ Aから宇和島市津島町田瀬広瀬越の鼻見通し430メートルの点 カ Aから宇和島市津島町田瀬広瀬越の鼻見通し250メートルの点 キ Bから宇和島市津島町田瀬防波堤突端見通し100メートルの点 ク Aから宇和島市津島町田瀬大明崎見通し100メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
宇特区 第151 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式・と さかの り養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町脇地先	Bオ、オカ、カキ、キア、アイ、イウ、ウエ及びエCの8 直線とBC間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによ って囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町脇こいの浦の鼻北西端 B 宇和島市津島町田嵐中瀬の標識 C 宇和島市津島町田嵐広瀬コンクリート護岸東端 D 宇和島市津島町田嵐広瀬の鼻北西端 点 ア Aから宇和島市津島町曾根八幡神社見通し20メ ートルの点 イ Aから宇和島市津島町曾根八幡神社見通し200 メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町曾根平工門ダケ見通し27 0メートルの点 エ Cから宇和島市津島町裸島西端見通し280メー トルの点 オ Bから宇和島市津島町曾根平工門ダケ見通し11 0メートルの点 カ Dから356度58分110メートルの点 キ Dから50度125メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第152 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式・と さかの り養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町泥目水地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれ た区域 基点 A 宇和島市津島町泥目水ウバハエ B Aから海岸沿い東へ100メートルの標識 C 宇和島市津島町泥目水丸山の頂点 D 宇和島市津島町泥目水黒滝の頂点 点 ア Aから338度30メートルの点 イ Aから338度270メートルの点 ウ Dから259度30分80メートルの点 エ Cから300度80メートルの点 オ Bから322度30メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第153 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町坪井地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町坪井ソネ崎西角標識 B 宇和島市津島町坪井下溝中央標識 点 ア Bから宇和島市津島町平井白石の鼻見通し335 メートルの点 イ Bから宇和島市津島町平井白石の鼻見通し510 メートルの点 ウ Aから宇和島市津島町平井平井漁港護岸東角見 通し500メートルの点 エ Aから宇和島市津島町平井平井漁港護岸東角見 通し320メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第154 号	第1種 区画漁 業	ひじき 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町坪井地先	Aア及びABの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から50 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町坪井二又西護岸中央標識 B 宇和島市津島町坪井曾根崎東角 点 ア Aから180度見通し線とBから宇和島市津島町 坪井カリヤゴの丘見通し線との交点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第155 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式・と さかの り養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町坪井地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町坪井黒鼻 B 宇和島市津島町坪井山崎鼻 点 ア Aから宇和島市津島町曲烏引出し鼻見通し730 メートルの点 イ Bから宇和島市津島町曲烏エビケ鼻見通し150 メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第156 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町坪井地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時 海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、 Dエ及びエBの2直線とBD間の最大低潮時海岸線から30メ ートルの線とによって囲まれた区域を除く。	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					基点 A 宇和島市津島町坪井マサカリ鼻東端 B 宇和島市津島町坪井下刈谷鼻東端 C 宇和島市津島町坪井下刈谷福島鼻東端 D 宇和島市津島町坪井下刈谷引揚上ノ道標識 点 ア Aから宇和島市津島町針木宮の鼻見通し70メートルの点 イ Bから宇和島市津島町嵐大場の鼻見通し100メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町嵐宮の鼻棧橋見通し240メートルの点 エ Dから宇和島市津島町嵐ハゲの鼻見通し線とBから同町坪井竜王鼻見通し線との交点		
宇特区 第157 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町坪井地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町坪井中鼻先端 B 宇和島市津島町竜王鼻先端 点 ア Aから宇和島市津島町嵐小島の谷護岸南端見通し200メートルの点 イ Bから96度30分見通し40メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第158 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町横浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町横浦346番地前護岸標識 B 宇和島市津島町横浦天崎345番地倉庫東角 点 ア Aから266度30分見通し110メートルの点 イ Bから265度30分見通し115メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第159 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖(くろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町横浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町横浦天崎345番地倉庫東角 B 宇和島市津島町横浦小の浦峰46番地南端の標識 点 ア Aから265度30分115メートルの点 イ Bから263度80メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第160 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町横浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町横浦小の浦峰46番地南端の標識 B 宇和島市津島町横浦9番地の10南西角 点 ア Aから263度80メートルの点 イ Bから276度120メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第161 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町横浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオBの6直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町横浦9番地の10南西角 B 宇和島市津島町嵐小島の谷中央標識 C 宇和島市津島町嵐小島突端 点 ア Aから276度120メートルの点 イ Bから268度300メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町坪井下刈谷福島見通し270メートルの点 エ Cから宇和島市津島町坪井下刈谷福島見通し170メートルの点 オ Bから268度200メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第162 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町嵐地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町嵐慶ヶ浦676番地の1下灘漁業協同組合作業場西角 B 宇和島市津島町嵐慶ヶ浦270番地西角前護岸標識 点 ア Aから宇和島市津島町嵐甲70番地の1東角見通し50メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					イ Bから宇和島市津島町嵐宮の鼻棧橋見通し50メートルの点		
宇特区 第163 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式・と さかの り養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町嵐地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Cウ、ウエ及びエDの3直線とCD間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町嵐宮の鼻棧橋北東角 B 宇和島市津島町嵐ハゲノ鼻北東角 C 宇和島市津島町嵐番外21番地1倉庫西角護岸標識 D 宇和島市津島町嵐番外70番地2西角の標識 点 ア Aから宇和島市津島町嵐慶ヶ浦131番地西角見通し50メートルの点 イ Bから宇和島市津島町嵐676番地(寄宿舎)西角見通し110メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町嵐番外23番地1住宅東端の標識見通し100メートルの点 エ Dから宇和島市津島町嵐番外23番地1住宅東端の標識見通し140メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第164 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町嵐地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエDの5直線とAD間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町嵐番外乙1番地前護岸の標識 B 宇和島市津島町嵐サネモリ岩 C 宇和島市津島町嵐大場の鼻北端の標識 D 宇和島市津島町嵐大場の鼻南端の標識 点 ア Aから宇和島市津島町嵐小島の島頂見通し160メートルの点 イ Bから宇和島市津島町坪井竜王鼻見通し160メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町坪井マサカリ鼻見通し150メートルの点 エ Dから宇和島市津島町曲鳥ツワナ谷鼻見通し180メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第165 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町針木地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町針木大波の浜259番地1地先大波の浜埋立地北端から護岸沿い南へ12メートルの標識 B Aから護岸沿い南へ85メートルの標識 点 ア Aから宇和島市津島町曲鳥防波堤北側付根見通し220メートルの点 イ Bから宇和島市津島町曲鳥エビケ鼻見通し210メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第166 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式・と さかの り養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町針木地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町針木高立黒岩の標識 B 宇和島市津島町針木宮の鼻南西端 C 宇和島市津島町針木111番地の1作業場前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市津島町柿の浦松ヶ鼻見通し270メートルの点 イ Bから宇和島市津島町柿の浦落網代北端見通し200メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町塩定竜の越見通し160メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第167 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町浦知地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町浦知宮の鼻北端標識 B 宇和島市津島町浦知防波堤西側付根	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					点 ア Aから宇和島市津島町柿の浦松ヶ鼻見通し80メートルの点 イ Bから宇和島市津島町柿の浦松ヶ鼻見通し80メートルの点		
宇特区 第168 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町柿の浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町柿の浦770番地の2住宅前護岸標識 B 宇和島市津島町柿の浦久保浦758番地西南端前護岸標識 点 ア Aから宇和島市津島町柿の浦鵜のクソ鼻見通し140メートルの点 イ Bから宇和島市津島町柿の浦鵜のクソ鼻見通し120メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第169 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町柿の浦地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町柿の浦永ヶ平乙78番地7護岸東角 B 宇和島市津島町柿の浦永ヶ平護岸中央標識 C 宇和島市津島町柿の浦706番地作業場北角標識 D 宇和島市津島町柿の浦743番地の1作業場南角標識 点 ア Aから宇和島市津島町大場の鼻見通し線とDから同町柿の浦竜王祠見通し線との交点 イ Dから宇和島市津島町柿の浦竜王祠見通し70メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町柿の浦759番地住宅前護岸標識見通し線(45度)とAからC見通し線との交点 エ Bから宇和島市津島町柿の浦759番地住宅前護岸標識見通し70メートルの点 オ Aから宇和島市津島町大場の鼻見通し50メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第170 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式・と さかの り養殖 業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町柿の浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇特区第171号の区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町柿の浦中鼻東端 B 宇和島市津島町柿の浦落網代護岸南角 点 ア Aから宇和島市津島町柿の浦771番地作業場南角見通し100メートルの点 イ Bから宇和島市津島町柿の浦高平前水門見通し130メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第171 号	第1種 区画漁 業	ひおう ぎ垂下 式養殖 業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町柿の浦地先	Bア、アイ及びイCの3直線とCB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町柿の浦中鼻北東端 B Aから海岸沿い南へ34メートルの標識 C Aから海岸沿い北へ116メートルの標識 点 ア Bから宇和島市津島町柿の浦803番地地先真珠作業場南角見通し55メートルの点 イ Cから宇和島市津島町柿の浦16番地地先倉庫北角見通し80メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第172 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式・と さかの り養殖 業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町曲鳥地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域。ただし、宇特区第173号の区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町大浦ウスバエの標識から海岸沿い東へ60メートルの標識 B 宇和島市津島町大浦浜の中央標識 C 宇和島市津島町大浦ウスバエの標識 点 ア Aから宇和島市津島町坪井畑尻護岸東角見通し30メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					イ Aから宇和島市津島町坪井畠尻護岸東角見通し250メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町坪井下溝の鼻見通し250メートルの点 エ Cから宇和島市津島町坪井下溝の鼻見通し500メートルの点 オ Bから宇和島市津島町坪井二又福島見通し630メートルの点 カ Bから宇和島市津島町坪井二又福島見通し30メートルの点		
宇特区 第173 号	第1種 区画漁 業	あわび 垂下式・わ かめ養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町曲烏地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町大浦ウスバエの標識 B Aから海岸線沿い南へ60メートルの標識 C Aから海岸線沿い南へ98メートルの標識 点 ア Bから318度30分見通し270メートルの点 イ Bから318度30分見通し420メートルの点 ウ Cから319度見通し440メートルの点 エ Cから319度見通し300メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第174 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町平井地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ及びケ アの9直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町平井長瀬の鼻北西端 B 宇和島市津島町平井336番地由良小学校平井分校東側水路から東へ12メートルの護岸標識 C 宇和島市津島町平井336番地由良小学校平井分校西端護岸標識 D 宇和島市津島町平井森ヶ鼻北端 点 ア Aから宇和島市津島町竹ヶ島高島島頂見通し240メートルの点 イ Aから宇和島市津島町竹ヶ島高島島頂見通し600メートルの点 ウ Dから宇和島市津島町北灘柏崎見通し460メートルの点 エ Dから宇和島市津島町北灘柏崎見通し200メートルの点 オ Cから316度30分225メートルの点 カ Cから宇和島市津島町竹ヶ島東端見通し275メートルの点 キ Cから宇和島市津島町竹ヶ島東端見通し240メートルの点 ク Bから宇和島市津島町竹ヶ島東端見通し240メートルの点 ケ Bから宇和島市津島町竹ヶ島東端見通し350メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第175 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町漁家地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって 囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町漁家西ヶ谷川尻護岸標識 B Aから西へ75メートルの標識 C 宇和島市津島町成赤崎東鼻北端 点 ア Aから宇和島市津島町竹ヶ島西端角見通し40メートルの点 イ Aから宇和島市津島町竹ヶ島西端角見通し175メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町竹ヶ島コオトシ鼻見通し200メートルの点 エ Bから宇和島市津島町竹ヶ島コオトシ鼻見通し330メートルの点 オ Cから宇和島市津島町竹ヶ島高島東端見通し295メートルの点 カ Cから宇和島市津島町竹ヶ島高島東端見通し30メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
宇特区 第176 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町成地先	Cア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオDの6直線とCD間 の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた 区域 基点 A 宇和島市津島町成クワガサコ鼻南端標識 B 宇和島市津島町成赤崎鼻シモリ瀬頂点 C 宇和島市津島町成赤崎鼻西の標識 D 宇和島市津島町成赤崎東の鼻標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘福浦越見通し160メー トルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘福浦越見通し310メー トルの点 ウ Bから宇和島市津島町竹ヶ島高島東端見通し70 メートルの点 エ Bから宇和島市津島町竹ヶ島高島東端見通し20 0メートルの点 オ Dから宇和島市津島町竹ヶ島高島東端見通し25 0メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第177 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式・と さかの り養殖 業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町成地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町成城の鼻突端 B 宇和島市津島町成由良小学校成本校運動場西端 の標識 点 ア Aから宇和島市津島町前島西端見通し280メー トルの点 イ Bから宇和島市津島町泥目水西ヶ坂防波堤付根 見通し250メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第178 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式・と さかの り養殖 業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町須下地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時 海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、 宇区第139号、宇区第140号及び宇特区第179号の区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町須下寺崎と同町須下長畑境界線 の寺崎側道路2番目排水口 B 宇和島市津島町須下長畑護岸中央標識 C 宇和島市津島町須下651番地の1作業場南角前 護岸 点 ア Aから宇和島市津島町竹ヶ島西端見通し270メー トルの点 イ Bから331度30分300メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町須下由良神社参門見通し 150メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第179 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町須下地先	Aア及びABの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から25 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下64番地の8小屋北角前護岸 標識 B 宇和島市津島町須下148番地の3住宅西角前護 岸沿い東へ95メートルの標識 点 ア Aから宇和島市津島町須下白石の鼻見通し線と Bから同町竹ヶ島島頂部見通し線との交点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第180 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から15メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下188番地の1住宅北角護岸 の標識 B 宇和島市津島町須下196番地冷蔵庫南角の標識 点 ア Aから宇和島市津島町須下457番地冷蔵庫南角 見通し80メートルの点 イ Bから宇和島市津島町須下455番地住宅北角見 通し80メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第181 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下457番地冷蔵庫南角護岸の	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
		まぐろ 小割式 養殖業 を く)			標識 B 宇和島市津島町須下449番地の2住宅南角前護岸標識 点 ア Aから宇和島市津島町須下平瀬西野の浜北角見通し70メートルの点 イ Bから宇和島市津島町須下新浜防波堤突端見通し80メートルの点		
宇特区 第182 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業 を く)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下463番地住宅護岸標識 B 宇和島市津島町須下711番地1作業場前護岸東角 点 ア Aから宇和島市津島町泥目水7番地35下灘漁業 協同組合真珠貝研究所中央見通し150メートルの 点 イ Bから宇和島市津島町須下148番地の3住宅西 角前護岸沿い東へ95メートルの標識見通し122メー トルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第183 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式・ とかの り養殖 業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町須下地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカBの7直線と AB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲 まれた区域。ただし、宇区第142号及び宇特区第182号の区域 を除く。 基点 A 宇和島市津島町須下雲泊の護岸南東角の標識 B 宇和島市津島町須下725番地由良神社参門北角 から北へ5メートルの測量杭 C Bから護岸沿い北東へ56メートルの標識 D 須下崎から海岸線沿い南へ65メートルの標識 点 ア Aから宇和島市津島町須下平瀬西野の浜北角見 通し110メートルの点 イ Dから121度410メートルの点 ウ Dから121度335メートルの点 エ Cから122度30分335メートルの点 オ Cから122度30分170メートルの点 カ Bから130度165メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第184 号	第1種 区画漁 業	あわび 垂下式・わ かめ養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下725番地由良神社参門北角 から北へ5メートルの測量杭 B 宇和島市津島町須下762番地の2作業場南角 点 ア Aから130度見通し165メートルの点 イ Bから宇和島市津島町須下長畑護岸の中央標識 見通し145メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第185 号	第1種 区画漁 業	あわび 垂下式・わ かめ養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町竹ヶ島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町竹ヶ島道越海底ケーブル敷設指 示標 B 宇和島市津島町竹ヶ島道越の鼻東端 点 ア Aから152度30分見通し134メートルの点 イ Aから152度30分見通し285メートルの点 ウ Bから157度見通し340メートルの点 エ Bから157度見通し170メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第186 号	第1種 区画漁 業	ひおう ぎ垂下 式養殖 業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町竹ヶ島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれ た区域 基点 A 宇和島市津島町竹ヶ島道越の鼻東端 B 宇和島市津島町竹ヶ島モチ岩 C 宇和島市津島町竹ヶ島弁天島2番岩中央 点 ア Aから157度見通し170メートルの点 イ Aから157度見通し340メートルの点 ウ Cから158度45分見通し350メートルの点 エ Cから158度45分見通し150メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件			
					オ B から148度30分見通し164メートルの点					
宇特区 第187 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町網代地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町由良岬三ツ瀬の標識 点 ア Aから90度100メートルの点 イ Aから90度400メートルの点 ウ Aから135度570メートルの点 エ Aから165度410メートルの点	南宇和郡 愛南町網 代、家 串、柏、 柏崎、須 ノ川、魚 神山、平 瀬及び油 袋	別記2の とおり			
宇特区 第188 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式・ひ じき養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町網代地先	Bア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカDの7直線と B D間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町雨崎東端 B 南宇和郡愛南町網代外防波堤東側突端 C 南宇和郡愛南町網代網代鼻東端 D 南宇和郡愛南町荒櫻荒櫻鼻東端 点 ア AからB見通し400メートルの点 イ AからC見通し300メートルの点 ウ AからC見通し500メートルの点 エ Cから90度500メートルの点 オ Cから90度150メートルの点 カ Dから90度250メートルの点	南宇和郡 愛南町網 代、家 串、柏、 柏崎、須 ノ川、魚 神山、平 瀬及び油 袋	別記2の とおり			
宇特区 第189 号	第1種 区画漁 業	ひおう ぎ垂下 式養殖 業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町網代地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町網代網代鼻東端 B 南宇和郡愛南町荒櫻荒櫻鼻東端 点 ア Aから90度150メートルの点 イ Aから90度500メートルの点 ウ Bから90度500メートルの点 エ Bから90度250メートルの点	南宇和郡 愛南町網 代、家 串、柏、 柏崎、須 ノ川、魚 神山、平 瀬及び油 袋	別記2の とおり			
宇特区 第190 号	第1種 区画漁 業	ひおう ぎ垂下 式養殖 業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町魚神山地先	Aア及びABの2直線とAB間の最大低潮時海岸線とによ って囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町荒櫻荒櫻鼻東端 B 南宇和郡愛南町魚神山179-3番地南端角の標 識 点 ア Aから0度500メートルの点	南宇和郡 愛南町網 代、家 串、柏、 柏崎、須 ノ川、魚 神山、平 瀬及び油 袋	別記2の とおり			
宇特区 第191 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式・ひ じき養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町魚神山地先	Bカ、カA、Aア、アイ、イエ、エオ、オD及びDCの8 直線とCB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、宇特区第192号及び宇特区第193号の区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町荒櫻荒櫻鼻東端 B 南宇和郡愛南町魚神山179-3番地南端の標識 C 南宇和郡愛南町魚神山中防波堤北側突端 D 南宇和郡愛南町魚神山ナガヅエ鼻南端 E 南宇和郡愛南町魚神山1351番地（クロサイ浜東 端）の標識 F 南宇和郡愛南町魚神山甚五郎瀬の標識 点 ア Aから90度500メートルの点 イ Dから170度600メートルの点 ウ Fから180度400メートルの点 エ イからウ見通し150メートルの点 オ DからE見通し150メートルの点 カ Aから0度500メートルの点	南宇和郡 愛南町網 代、家 串、柏、 柏崎、須 ノ川、魚 神山、平 瀬及び油 袋	別記2の とおり			
宇特区 第192 号	第1種 区画漁 業	あわび 垂下式・わ かめ養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町魚神山地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町魚神山中防波堤北側突端 点 ア Aから108度280メートルの点 イ Aから99度410メートルの点 ウ Aから116度480メートルの点 エ Aから128度370メートルの点	南宇和郡 愛南町網 代、家 串、柏、 柏崎、須 ノ川、魚 神山、平 瀬及び油 袋	別記2の とおり			
宇特区 第193 号	第1種 区画漁 業	ひおう ぎ垂下 式・ひ	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町魚神山地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町魚神山中防波堤北側突端	南宇和郡 愛南町網 代、家	別記2の とおり			

免 許 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
		じき養 殖業			点 ア Aから89度100メートルの点 イ Aから83度250メートルの点 ウ Aから114度290メートルの点 エ Aから139度180メートルの点	串、柏、 柏崎、須 ノ川、魚 神山、平 瀬及び油 袋	
宇特区 第194 号	第1種 区画漁 業	ひおう き垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町魚神山地先	アイ、イウ、ウ C、C B及びB Aの5直線によって囲まれ た区域 基点 A 南宇和郡愛南町魚神山ナガヅエ鼻南端 B 南宇和郡愛南町魚神山1351番地（クロサイ浜東 端）の標識 C 南宇和郡愛南町魚神山甚五郎瀬標識 点 ア AからB見通し150メートルの点 イ アから170度470メートルの点 ウ Cから180度200メートルの点	南宇和郡 愛南町網 代、家 串、柏、 柏崎、須 ノ川、魚 神山、平 瀬及び油 袋	別記2の とおり
宇特区 第195 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町魚神山地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町魚神山やなごさこ一瀬の標識 B 南宇和郡愛南町魚神山甚五郎瀬の標識 C 南宇和郡愛南町観音崎西端の標識 点 ア Cから南宇和郡愛南町荒櫻荒櫻鼻見通し100メ ートルの点 イ Cから南宇和郡愛南町荒櫻荒櫻鼻見通し600メ ートルの点 ウ イからB見通し500メートルの点 エ アからA見通し500メートルの点	南宇和郡 愛南町網 代、家 串、柏、 柏崎、須 ノ川、魚 神山、平 瀬及び油 袋	別記2の とおり
宇特区 第196 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式・ひ じき養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町魚神山船越 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町魚神山船越運河防波堤南側突端 点 ア Aから180度150メートルの点 イ Aから180度450メートルの点 ウ イから270度80メートルの点 エ アから270度80メートルの点	南宇和郡 愛南町網 代、家 串、柏、 柏崎、須 ノ川、魚 神山、平 瀬及び油 袋	別記2の とおり
宇特区 第197 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くぐろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町塩子島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町油袋216番地東端の標識 点 ア Aから120度250メートルの点 イ Aから146度390メートルの点 ウ Aから180度325メートルの点 エ Aから180度125メートルの点	南宇和郡 愛南町網 代、家 串、柏、 柏崎、須 ノ川、魚 神山、平 瀬及び油 袋	別記2の とおり
宇特区 第198 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町油袋地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町油袋216番地東端の標識 B 南宇和郡愛南町油袋242番地南東端の標識 点 ア Aから90度50メートルの点 イ Bから122度170メートルの点	南宇和郡 愛南町網 代、家 串、柏、 柏崎、須 ノ川、魚 神山、平 瀬及び油 袋	別記2の とおり
宇特区 第199 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式・ひ じき・と り養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町油袋地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町油袋242番地南東端の標識 点 ア Aから90度200メートルの点 イ Aから90度500メートルの点 ウ イから180度800メートルの点 エ アから180度800メートルの点	南宇和郡 愛南町網 代、家 串、柏、 柏崎、須 ノ川、魚 神山、平 瀬及び油 袋	別記2の とおり
宇特区 第200 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くぐろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町油袋地先	Aア、アB、イD及びCイの4直線とBC間及びDA間の 最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町油袋250番地（豆曾）の標識 B 南宇和郡愛南町油袋276番地（上ノ谷）東角の 標識 C 南宇和郡愛南町油袋262番地防波堤東側標識 D 南宇和郡愛南町油袋257番地の標識 点 ア Aから5度300メートルの点 イ Cから93度125メートルの点	南宇和郡 愛南町網 代、家 串、柏、 柏崎、須 ノ川、魚 神山、平 瀬及び油 袋	別記2の とおり

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
宇特区 第201 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町油袋地先	Aア及びA Bの2直線とA B間の最大低潮時海岸線とによ って囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町油袋262番地中防波堤東側標識 B 南宇和郡愛南町油袋257番地の標識 点 ア Aから93度125メートルの点	南宇和郡 愛南町網 代、家 串、柏、 柏崎、須 ノ川、魚 神山、平 瀬及び油 袋	別記2の とおり
宇特区 第202 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式・ ひじき養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町油袋地先	Aア、A B、Cイ、イD、Eウ、ウエ及びエAの7直線と B C間及びD E間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区 域 基点 A 南宇和郡愛南町家串小松鼻南端 B 南宇和郡愛南町油袋530-1番地南角の標識 C 南宇和郡愛南町油袋276番地(上ノ谷)東角の 標識 D 南宇和郡愛南町油袋250番地(豆曾)の標識 E 南宇和郡愛南町油袋242番地東端南角の標識 点 ア Aから275度410メートルの点 イ Dから5度300メートルの点 ウ Eから90度500メートルの点 エ Aから南宇和郡愛南町柏崎小松鼻見通し500メ ートルの点	南宇和郡 愛南町網 代、家 串、柏、 柏崎、須 ノ川、魚 神山、平 瀬及び油 袋	別記2の とおり
宇特区 第203 号	第1種 区画漁 業	ひおう ぎ垂下 式養殖 業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町油袋地先	Aア及びA Bの2直線とA B間の最大低潮時海岸線とによ って囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串1-1番地小松鼻南端 B 南宇和郡愛南町油袋530-1番地の標識 点 ア Aから275度410メートルの点	南宇和郡 愛南町網 代、家 串、柏、 柏崎、須 ノ川、魚 神山、平 瀬及び油 袋	別記2の とおり
宇特区 第204 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式・ ひじき養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町家串地先	Aア、アイ、イウ、ウH、HG、Eエ、エオ及びオBの8 直線とA B間及びE G間の最大低潮時海岸線とによって囲ま れた区域。ただし、宇区第147号及び宇特区第206号の区域を 除く。 基点 A 南宇和郡愛南町家串小松鼻南端 B 南宇和郡愛南町家串小松鼻東の標識 C 南宇和郡愛南町家串40番地(タンダ浜)東角の 標識 D 南宇和郡愛南町家串龍王鼻南端 E 南宇和郡愛南町家串1266番地の2(若宮神社) 前埋立地北側突端 F 南宇和郡愛南町家串1333番地(波切)の標識 G 南宇和郡愛南町家串恵美須崎の標識 H 南宇和郡愛南町家串恵美須瀬の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町柏崎小松鼻見通し500メ ートルの点 イ Fから南宇和郡愛南町塩子島北端見通し600メ ートルの点 ウ Hから南宇和郡愛南町黒瀬見通し580メートル の点 エ DからE見通し230メートルの点 オ Cから170度200メートルの点	南宇和郡 愛南町網 代、家 串、柏、 柏崎、須 ノ川、魚 神山、平 瀬及び油 袋	別記2の とおり
宇特区 第205 号	第1種 区画漁 業	ひおう ぎ垂下 式養殖 業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町家串地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線 とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串40番地(タンダ浜)東角の 標識 B 南宇和郡愛南町家串龍王鼻南端 C 南宇和郡愛南町家串神社前防波堤北側突端 点 ア Aから170度200メートルの点 イ BからC見通し230メートルの点	南宇和郡 愛南町網 代、家 串、柏、 柏崎、須 ノ川、魚 神山、平 瀬及び油 袋	別記2の とおり
宇特区 第206	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町家串地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串(若宮神社)防波堤の標識	南宇和郡 愛南町網	別記2の とおり

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
号	業	殖業 (くろまぐろ小割式養殖業除く)			点 ア Aから280度84メートルの点 イ Aから278度200メートルの点 ウ Aから352度232メートルの点 エ Aから2度114メートルの点	代、家 串、柏、 柏崎、須 ノ川、魚 神山、平 瀬及び油 袋	
宇特区 第207 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式・ひ じき養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町平瀬地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエAの5直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串恵美須瀬の標識 B 南宇和郡愛南町平瀬外防波堤南側突端 点 ア Aから151度540メートルの点 イ Aから119度550メートルの点 ウ エから水門口見通し150メートルの点 エ Bから90度60メートルの点	南宇和郡 愛南町網 代、家 串、柏、 柏崎、須 ノ川、魚 神山、平 瀬及び油 袋	別記2の とおり
宇特区 第208 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式・ひ じき養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町須ノ川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町須ノ川水門口の標識 B 南宇和郡愛南町平瀬668番地(立瀬)の標識 C Aより海岸線沿い北へ140メートルの点 D 南宇和郡愛南町恵美須瀬の標識 点 ア CからD見通し630メートルの点 イ Bから180度600メートルの点 ウ イから90度450メートルの点 エ CからD見通し30メートルの点	南宇和郡 愛南町網 代、家 串、柏、 柏崎、須 ノ川、魚 神山、平 瀬及び油 袋	別記2の とおり
宇特区 第209 号	第1種 区画漁 業	ひおう ぎ垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町須ノ川地先	アイ、イウ、ウA及びAアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町須ノ川水門口の標識 B Aより海岸線沿い北へ140メートルの点 C 南宇和郡愛南町恵美須瀬の標識 点 ア BからC見通し30メートルの点 イ BからC見通し630メートルの点 ウ Aから南宇和郡愛南町塩子島南端見通し600メートルの点	南宇和郡 愛南町網 代、家 串、柏、 柏崎、須 ノ川、魚 神山、平 瀬及び油 袋	別記2の とおり
宇特区 第210 号	第1種 区画漁 業	ひおう ぎ垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町柏崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町柏崎269番地南端の標識 点 ア Aから240度150メートルの点 イ Aから212度240メートルの点 ウ Aから180度200メートルの点 エ Aから180度70メートルの点	南宇和郡 愛南町網 代、家 串、柏、 柏崎、須 ノ川、魚 神山、平 瀬及び油 袋	別記2の とおり
宇特区 第211 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式・ひ じき養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町柏崎地先	Aア、アイ、イD及びBCの4直線とAB間及びCD間の 最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町柏崎269番地南端の標識 B 南宇和郡愛南町柏崎防波堤北側突端 C 南宇和郡愛南町柏2051番地埋立地南角の標識 D 南宇和郡愛南町柏と同町御荘菊川との最大高潮 時海岸線における境界 点 ア Aから180度500メートルの点 イ Dから南宇和郡愛南町角島島頂見通し600メー トルの点	南宇和郡 愛南町網 代、家 串、柏、 柏崎、須 ノ川、魚 神山、平 瀬及び油 袋	別記2の とおり
宇特区 第212 号	第1種 区画漁 業	くろま ぐろ小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町柏崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町柏崎535番地の標識 点 ア Aから63度240メートルの点 イ Aから90度272メートルの点 ウ Aから113度164メートルの点 エ Aから65度98メートルの点	南宇和郡 愛南町網 代、家 串、柏、 柏崎、須 ノ川、魚 神山、平 瀬及び油 袋	1 別記 2 のと おり 2 当該 漁業に係る 漁場の区域に おいて設置 する養殖用 施設は、以 下の規 模を超

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
							えては ない。た だし、簾面 積が ¹ 1, 257平 方メー トルをな い範 内で、簾形 規はすとし な形 状、格台 変るは支 い。状 形、規 格径20メ ートル、 台数：4 台
宇特区 第213 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式・ひ じき養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町柏崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町柏崎535番地の標識 点 ア Aから168度180メートルの点 イ Aから152度210メートルの点 ウ Aから123度130メートルの点 エ Aから141度80メートルの点	南宇和郡 愛南町網代 、柏、須 ノ川、魚 神山、平 瀬及び油 袋	別記2の とおり
宇特区 第214 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町御荘菊川地 先	Bア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とBC間の最大 低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川3555番地五ヶ浜大岩標 識 B 南宇和郡愛南町御荘菊川3956番地大岩標識 C 南宇和郡愛南町御荘菊川と同町柏との最大高潮 時海岸線における境界 点 ア Bから230度180メートルの点 イ Aから270度200メートルの点 ウ Aから270度450メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町角島島頂見通し500メー トルの点	南宇和郡 愛南町御 荘菊川、 御荘平 山、御荘 長洲、御 荘平城、 御荘和 口、御荘 長月及び 御荘深泥	別記2の とおり
宇特区 第215 号	第1種 区画漁 業	ひおう ぎ垂下式・ひ じき養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町御荘菊川地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川3956番地大岩標識 B 南宇和郡愛南町御荘菊川3954番地標識 C 南宇和郡愛南町御荘菊川3572番地標識 点 ア Aから230度180メートルの点 イ BからC見通し280メートルの点	南宇和郡 愛南町御 荘菊川、 御荘平 山、御荘 長洲、御 荘平城、 御荘和 口、御荘 長月及び 御荘深泥	別記2の とおり
宇特区 第216 号	第1種 区画漁 業	とさか のり養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町御荘菊川地 先	Bア、アイ、イウ及びウDの4直線とBD間の最大低潮時 海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川3956番地大岩標識 B 南宇和郡愛南町御荘菊川3954番地標識 C 南宇和郡愛南町御荘菊川3572番地標識 D 南宇和郡愛南町御荘菊川3555番地五ヶ浜大岩標 識 点 ア BからC見通し280メートルの点 イ Aから230度180メートルの点 ウ Dから270度200メートルの点	南宇和郡 愛南町御 荘菊川、 御荘平 山、御荘 長洲、御 荘平城、 御荘和 口、御荘 長月及び 御荘深泥	別記2の とおり

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
宇特区 第217 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町御荘菊川地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川2631番地の標識 B 南宇和郡愛南町御荘菊川2956番地2 アコギ西鼻 南西端 点 ア Aから241度150メートルの点 イ Bから271度150メートルの点	南宇和郡 愛南町御 荘菊川、 御 荘 平 山、御 莊長洲、御 莊平城、 御 莊 和 口、御 莊長月及び 御荘深泥	別記2の とおり
宇特区 第218 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町御荘菊川地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川2617番地1号標識 B 南宇和郡愛南町御荘菊川2617番地2号標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町中浦延命寺南鼻見通し20 0メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町中浦テレビ塔見通し200 メートルの点	南宇和郡 愛南町御 荘菊川、 御 莊 平 山、御 莊長洲、御 莊平城、 御 莊 和 口、御 莊長月及び 御荘深泥	別記2の とおり
宇特区 第219 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町御荘菊川地 先	AB及びCDの2直線とAD及びBC間の最大低潮時海岸 線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川2617番地黒檍東鼻南東 端 B 南宇和郡愛南町御荘菊川2376番地西角 C 南宇和郡愛南町御荘菊川2378番地北角 D 南宇和郡愛南町御荘菊川2426番地西角	南宇和郡 愛南町御 荘菊川、 御 莊 平 山、御 莊長洲、御 莊平城、 御 莊 和 口、御 莊長月及び 御荘深泥	別記2の とおり
宇特区 第220 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖 (くろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町御荘菊川地 先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオAの6直線によって 囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川2238番地ドウシン鼻南 西端 B 南宇和郡愛南町御荘菊川2237番地3東端より海 岸線沿い西へ100メートルの点 点 ア Aから南宇和郡愛南町御荘菊川2366番地標識見 通し50メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町高畠猿越中崎見通し150 メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町高畠猿越東側防波堤基部 見通し160メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町高畠猿越東側防波堤基部 見通し105メートルの点 オ Aから南宇和郡愛南町高畠猿越中崎見通し95メ ートルの点	南宇和郡 愛南町御 荘菊川、 御 莊 平 山、御 莊長洲、御 莊平城、 御 莊 和 口、御 莊長月及び 御荘深泥	別記2の とおり
宇特区 第221 号	第1種 区画漁 業	かき垂 下式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町御荘菊川地 先	AB及びEFの2直線とBE及びAF間の最大低潮時海岸 線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、C ア、アイ及びIDの3直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川1797番地西角 B 南宇和郡愛南町御荘菊川2236番地3南角 C 南宇和郡愛南町御荘菊川2236番地3地先1号標 識 D 南宇和郡愛南町御荘菊川2236番地3地先2号標 識 E 南宇和郡愛南町御荘菊川2235番地北角 F 南宇和郡愛南町御荘菊川1795番地西角 点 ア Cから116度30メートルの点 イ Dから116度30メートルの点	南宇和郡 愛南町御 荘菊川、 御 莊 平 山、御 莊長洲、御 莊平城、 御 莊 和 口、御 莊長月及び 御荘深泥	別記2の とおり
宇特区 第222 号	第1種 区画漁 業	かき垂 下式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町御荘平山地 先	AB及びCDの2直線とBC及びAD間の最大低潮時海岸 線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘平山262番地東角 B 南宇和郡愛南町御荘平山7番地標識 C 南宇和郡愛南町御荘平山9番地前町道標識 D 南宇和郡愛南町御荘平山64番地前町道標識	南宇和郡 愛南町御 荘菊川、 御 莊 平 山、御 莊長洲、御 莊平城、 御 莊 和	別記2の とおり

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
						口、御莊長月及び御莊深泥	
宇特区 第223 号	第1種 区画漁 業	かき垂 下式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町御莊平山地 先	Aア、アB、B C及びD Eの4直線とA E及びC D間の最 大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御莊平山526番地平山防波堤突 端 B 南宇和郡愛南町御莊平城3番地棧橋東側付根 C 南宇和郡愛南町御莊長洲1350番地長洲埋立地南 角 D 南宇和郡愛南町御莊平山1780番地東角 E 南宇和郡愛南町御莊平山776番地の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町御莊大島北端見通し200 メートルの点	南宇和郡 愛南町御 莊菊川、 御莊平 山、御莊 長洲、御 莊平城、 御莊和 口、御莊 長月及び 御莊深泥	別記2の とおり
宇特区 第224 号	第1種 区画漁 業	かき垂 下式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町御莊平山地 先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって 囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御莊平山大島北端 B 南宇和郡愛南町御莊平山大島西北端の標識 C 南宇和郡愛南町御莊平山大島西端 点 ア Aから南宇和郡愛南町御莊長洲1350番地（長洲 埋立地）南角見通し40メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町御莊長洲1350番地（長洲 埋立地）南角見通し100メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町御莊平山526番地平山防 波堤突端見通し110メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町中浦1860番地南角見通し 200メートルの点 オ Cから南宇和郡愛南町中浦1860番地南角見通し 40メートルの点 カ Bから南宇和郡愛南町御莊平山526番地平山防 波堤突端見通し40メートルの点	南宇和郡 愛南町御 莊菊川、 御莊平 山、御莊 長洲、御 莊平城、 御莊和 口、御莊 長月及び 御莊深泥	別記2の とおり
宇特区 第225 号	第1種 区画漁 業	かき垂 下式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町御莊平山地 先	Aア、アD及びCBの3直線とAB及びCD間の最大低潮 時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町防城成川と同町御莊深泥との最 大高潮時海岸線における境界 B 南宇和郡愛南町御莊深泥19番地北角 C 南宇和郡愛南町御莊平城700番地南角標識 D 南宇和郡愛南町御莊平城長崎水門南端から海岸 線沿い東へ40メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町御莊平山大島南端見通し 150メートルの点	南宇和郡 愛南町御 莊菊川、 御莊平 山、御莊 長洲、御 莊平城、 御莊和 口、御莊 長月及び 御莊深泥	別記2の とおり
宇特区 第226 号	第1種 区画漁 業	かき垂 下式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町防城成川地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町成川防波堤西側突端 B 南宇和郡愛南町防城メイロ鼻突端 点 ア Aから356度190メートルの点 イ Bから31度150メートルの点	南宇和郡 愛南町防 城成川、 赤水、高 畠、中浦 及び猿鳴	別記2の とおり
宇特区 第227 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町赤水地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大 低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水平岩突端 B 南宇和郡愛南町赤水広浦中鼻から海岸沿い南へ 125メートルの標識 C 南宇和郡愛南町赤水22番地2北角の標識 点 ア Aから293度200メートルの点 イ Bから293度180メートルの点 ウ Bから293度280メートルの点 エ Cから293度320メートルの点	南宇和郡 愛南町防 城成川、 赤水、高 畠、中浦 及び猿鳴	別記2の とおり
宇特区 第228	第1種 区画漁	魚類小 割式養	4月1日から 8月31日まで	南宇和郡愛南 町赤水地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域	南宇和郡 愛南町防	別記1及 び2のと

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
号	業	殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業除 く)			基点 A 南宇和郡愛南町赤水971番地東角の標識 B Aから海岸沿い北東へ38メートルの標識 点 ア Aから122度45メートルの点 イ Bから110度45メートルの点	城成川、 赤水、高 畠、中浦 及び猿鳴	おり
宇特区 第229 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町高畠地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大 低潮時海岸線から25メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町高畠後越宮ノ鼻突端 B 南宇和郡愛南町高畠後越中鼻突端 C 南宇和郡愛南町高畠25番地北角の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町延命寺供養塔見通し50メー トルの点 イ Bから南宇和郡愛南町マブネ鼻見通し110メー トルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町マブネ鼻見通し70メー トルの点 エ Cから南宇和郡愛南町柏崎鼻見通し60メートル の点	南宇和郡 愛南町防 城成川、 赤水、高 畠、中浦 及び猿鳴	別記2の とおり
宇特区 第230 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町中浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 基点Bから海岸沿い北へ60メートルの標識 B 南宇和郡愛南町中浦11番地北角の標識 点 ア Bから296度223メートルの点 イ Bから280度250メートルの点	南宇和郡 愛南町防 城成川、 赤水、高 畠、中浦 及び猿鳴	別記2の とおり
宇特区 第231 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 ・か き垂 下式 養殖 業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町中浦地先	ABの直線とAB間の最大低潮時海岸線から25メートルの 線とによって囲まれた区域。ただし、Dア、アイ、イウ及び ウEの4直線とDE間の最大低潮時海岸線とによって囲まれ た区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町中浦1676番地北角の標識 B 南宇和郡愛南町中浦マブネ鼻突端 C 南宇和郡愛南町中浦1678番地東角の標識 D Cから海岸沿い南へ15メートルの点 E Cから海岸沿い西北西へ30メートルの点 点 ア Dから90度30メートルの点 イ Cから50度35メートルの点 ウ Eから21度30メートルの点	南宇和郡 愛南町防 城成川、 赤水、高 畠、中浦 及び猿鳴	別記2の とおり
宇特区 第232 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 ・ひ じき養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町中浦地先	Aア、アイ、イウ、ウE、Dエ及びエBの6直線とAB及 びDE間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって 囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦マブネ鼻突端 B 南宇和郡愛南町中浦二子瀬北端 C 南宇和郡愛南町中浦信田東鼻突端 D 南宇和郡愛南町中浦樫ノ浦鼻突端 E 南宇和郡愛南町中浦1867番地北角の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町黒ダキ鼻見通し85メー トルの点 イ Bから南宇和郡愛南町段ノ網代西鼻見通し50メー トルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町段ノ網代西鼻見通し165 メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町中浦火道真谷見通し65メー トルの点	南宇和郡 愛南町防 城成川、 赤水、高 畠、中浦 及び猿鳴	別記2の とおり
宇特区 第233 号	第1種 区画漁 業	かき垂 下式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町中浦地先	Aア及びABの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から5 メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Cイ、イウ 及びウDの3直線とCD間の最大低潮時海岸線とによって囲 まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町中浦二子瀬西端 B 南宇和郡愛南町中浦樫ノ浦鼻突端 C Aから海岸沿い南西へ40メートルの標識	南宇和郡 愛南町防 城成川、 赤水、高 畠、中浦 及び猿鳴	別記2の とおり

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					D Aから海岸沿い南へ60メートルの標識 点 ア 南宇和郡愛南町中浦信田東鼻突端から同町中浦 火道真谷見通し65メートルの点 イ Cから南宇和郡愛南町中浦信田東鼻突端見通し 25メートルの点 ウ Dから南宇和郡愛南町中浦信田東鼻突端から南 へ40メートルの標識見通し25メートルの点		
宇特区 第234 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町中浦地先	Aア及びABの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から20 メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Bイ、イウ 及びウCの3直線とBC間の最大低潮時海岸線とによって囲 まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町中浦戸ノ浦鼻突端 B 南宇和郡愛南町中浦ほうの木鼻突端 C Bから海岸沿い西へ45メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町大島南端見通し線とBか ら同町二子瀬見通し線との交点 イ Bから南宇和郡愛南町中浦信田東鼻見通し32メ ートルの点 ウ Cから南宇和郡愛南町中浦信田西鼻見通し32メ ートルの点	南宇和郡 愛南町防 城成川、 赤水、高 畠、中浦 及び猿鳴	別記2の とおり
宇特区 第235 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町中浦地先	Aア、アイ及びイCの3直線とAC間の最大低潮時海岸線 から25メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦地蔵ヶ瀬東端 B 南宇和郡愛南町中浦段ノ網代標識 C 南宇和郡愛南町中浦段ノ網代東鼻突端 点 ア Bから191度118メートルの点 イ Cから170度156メートルの点	南宇和郡 愛南町防 城成川、 赤水、高 畠、中浦 及び猿鳴	別記2の とおり
宇特区 第236 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖(くろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町猿鳴地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町猿鳴ヒヨウクロ鼻西端の標識 B 南宇和郡愛南町猿鳴ネガセ穴の口鼻北端 点 ア Aから328度150メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町柏崎小松鼻見通し250メ ートルの点	南宇和郡 愛南町防 城成川、 赤水、高 畠、中浦 及び猿鳴	別記2の とおり
宇特区 第237 号	第1種 区画漁 業	くろま ぐろ小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町猿鳴地先	Dア、アイ及びイCの3直線とCD間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町猿鳴ヒヨウクロ鼻西端の標識 B 南宇和郡愛南町猿鳴ネガセ穴の口鼻北端 C Bから94度210メートルの点 D Aから183度40メートルの点 点 ア Aから320度347メートルの点 イ Bから346度432メートルの点	南宇和郡 愛南町防 城成川、 赤水、高 畠、中浦 及び猿鳴	1 別記 2のと おり 2 当該 漁業権 に係る 漁場の 区域に おいて 設置す る養殖 用に供 する設 施以 て規 格を超 えては なら ない。 だ け 面 積が 4,991 平方メー トルを 超えな い範 内で、 生け簀 形規 格を 台数を 変更す

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
							と こ 差 え な 形 正 方 形、 規 格： 30メー トル× 30メー トル、 台数： 5台、 形狀： 円形、 規 格： 直徑25 メート ル、台 数：1 台
宇特区 第238 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖 (くろ まぐろ 小割式 養殖業 をく)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町猿鳴地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町三ツ畳田島上島北端 B 南宇和郡愛南町三ツ畳田島下島南端 点 ア Aから南宇和郡愛南町猿鳴ヒヨウクロ鼻見通し 40メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町猿鳴ヒヨウクロ鼻見通し 290メートルの点 ウ Bから77度65メートルの点 エ Bから103度305メートルの点	南宇和郡 愛南町防 城成川、 赤水、高 煙、中浦 及び猿鳴	別記2の とおり
宇特区 第239 号	第1種 区画漁 業	くろま ぐろ小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町猿鳴地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町三ツ畳田島下島南端 点 ア Aから60度70メートルの点 イ Aから102度490メートルの点 ウ Aから130度555メートルの点 エ Aから177度215メートルの点	南宇和郡 愛南町防 城成川、 赤水、高 煙、中浦 及び猿鳴	1 別記 2 のと おり 2 当該 漁業権に 係る漁場 の区域に おいて設 置する養 殖用の設 施は、下 模様で、 生け総面 積が1, 320平 方メー トルを 超えな い範 内で、 實形規 格を変 更すと こ 差 え な 形 正 方 形、 規 格： 24 メート ル×14 メート ル、台 数：5 台
宇特区 第240 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町猿鳴地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町猿鳴テボ礁1号標識	南宇和郡 愛南町防 城成川、	別記2の とおり

免 許 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					点 ア Aから320度134メートルの点 イ Aから354度204メートルの点 ウ Aから56度178メートルの点 エ Aから93度85メートルの点	赤水、高 烟、中浦 及び猿鳴	
宇特区 第241 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町猿鳴地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町猿鳴中矢呂鼻 B 南宇和郡愛南町猿鳴才五郎ダキ鼻 点 ア Aから南宇和郡愛南町角島島頂見通し100メー トルの点 イ Bから南宇和郡愛南町角島島頂見通し75メート ルの点	南宇和郡 愛南町防 城成川、 赤水、高 烟、中浦 及び猿鳴	別記2の とおり
宇特区 第242 号	第1種 区画漁 業	ひおう ぎ垂下 式養殖 業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町船越地先	A Bの直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの 線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町船越礫崎より海岸線沿い東へ20 0メートルの標識 B 南宇和郡愛南町船越コケ岬先端	南宇和郡 愛南町越 弓、小櫻 船久、下久 樽外、 家見、中泊 及び内泊	別記2の とおり
宇特区 第243 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町船越地先	Aア、アイ及びイCの3直線とCA間の最大低潮時海岸線 から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町船越1869番地（一軒家）東端の 標識 B 南宇和郡愛南町船越黒鼻より海岸線沿い西へ60 メートルの標識 C 南宇和郡愛南町船越1753番地南角の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町中泊女呂岬見通し170メー トルの点 イ Bから南宇和郡愛南町内泊平床鼻見通し200メー トルの点	南宇和郡 愛南町越 弓、小櫻 船久、下久 樽外、 家見、中泊 及び内泊	別記2の とおり
宇特区 第244 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖（くろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く）	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町内泊地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町内泊554番地3北東の角 B 南宇和郡愛南町内泊東防波堤東側付根 点 ア Aから346度500メートルの点 イ Aから346度120メートルの点 ウ Bから346度200メートルの点 エ Bから346度580メートルの点	南宇和郡 愛南町越 弓、小櫻 船久、下久 樽外、 家見、中泊 及び内泊	別記2の とおり
宇特区 第245 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖（くろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く）	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町内泊地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町内泊カマ磐の標識 B 南宇和郡愛南町内泊25番地-1（旧西浦小学校） 護岸の標識 点 ア Aから80度200メートルの点 イ Bから80度170メートルの点	南宇和郡 愛南町越 弓、小櫻 船久、下久 樽外、 家見、中泊 及び内泊	別記2の とおり
宇特区 第246 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖（くろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く）	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町外泊地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町内泊12番地（愛南漁協水揚場） 西角の標識 B 南宇和郡愛南町外泊第5防波堤西側突端 点 ア Aから354度240メートルの点 イ Aから354度100メートルの点 ウ Bから354度90メートルの点 エ Bから354度230メートルの点	南宇和郡 愛南町越 弓、小櫻 船久、下久 樽外、 家見、中泊 及び内泊	別記2の とおり

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
宇特区 第247 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業除 く)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町外泊地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町外泊道越鼻突端 B 南宇和郡愛南町外泊68番地（網干場）北角の標 識 点 ア Aから南宇和郡愛南町中泊赤崎鼻見通し100メ ートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町中泊赤崎鼻見通し100メ ートルの点	南宇和郡 愛南町 越弓、小櫻 船久立浦 月越家、下久 樽外泊、中泊 及び内泊	別記2の とおり
宇特区 第248 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町外泊地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から20 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町外泊34番地（疊岩）西端の標識 B 南宇和郡愛南町外泊道越鼻より海岸線沿い西へ 160メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町船越礫崎見通し250メー トルの点	南宇和郡 愛南町 越弓、小櫻 船久立浦 月越家、下久 樽外泊、中泊 及び内泊	別記2の とおり
宇特区 第249 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業除 く)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町下久家地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から85メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町樽見鼻より海岸線沿い北へ150 メートルの標識 B 南宇和郡愛南町下久家風無鼻より海岸線沿い東 へ200メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町亀倉鼻見通し100メー トルの点 イ Bから南宇和郡愛南町小浦穴の鼻西端見通し10 0メートルの点	南宇和郡 愛南町 越弓、小櫻 船久立浦 月越家、下久 樽外泊、中泊 及び内泊	別記2の とおり
宇特区 第250 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業除 く)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町下久家地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町樽見鼻東端 B 南宇和郡愛南町下久家風無鼻より海岸線沿い東 へ200メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町亀倉鼻見通し510メー トルの点 イ Aから南宇和郡愛南町亀倉鼻見通し300メート ルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町小浦穴の鼻西端見通し19 0メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町小浦穴の鼻西端見通し40 0メートルの点	南宇和郡 愛南町 越弓、小櫻 船久立浦 月越家、下久 樽外泊、中泊 及び内泊	別記2の とおり
宇特区 第251 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業除 く)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町船越、久 家、下久家地 先	Bイ、イア、アウ及びウCの4直線とBC間の最大低潮時 海岸線から120メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、愛南町久家894番地（作業場）北角より19度の線から西 側100メートルの航路幅の区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町久家1番地北角の標識 B 南宇和郡愛南町久家856番地－2北角の標識 C 南宇和郡愛南町下久家風無鼻 点 ア Aから南宇和郡愛南町小浦穴の鼻西端見通し60 0メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町船越446番地作業場東角 見通し線とAから穴の鼻西端との交点 ウ Cから南宇和郡愛南町櫻月櫻月鼻見通し120メー トルの点	南宇和郡 愛南町 越弓、小櫻 船久立浦 月越家、下久 樽外泊、中泊 及び内泊	別記2の とおり
宇特区 第252 号	第1種 区画漁 業	くろま ぐろ小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町越田地先	A Bの直線とAB間の最大低潮時海岸線から40メートルの 線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町小浦穴の鼻 B 南宇和郡愛南町越田亀倉の鼻	南宇和郡 愛南町 越弓、小櫻 船久立浦 月越家、下久 樽	1 別記 2のと おり 2 当該 漁業に 係る 区画漁 業で用 いられ

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
						見、外泊、中泊及び内泊	る養殖用種苗は、人工種苗でなければならぬ。
宇特区 第253 号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南町福浦地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町福浦1263番地作業場西側付根 B 南宇和郡愛南町明神鼻中鼻北端 C 南宇和郡愛南町笠ハズシ鼻から西へ200メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町小成川388番地2標識見通し160メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町小成川388番地2標識見通し415メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町名切鼻見通し300メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町札立防波堤突端見通し400メートルの点 オ Cから南宇和郡愛南町札立防波堤突端見通し145メートルの点 カ Bから南宇和郡愛南町名切鼻見通し95メートルの点	南宇和郡 愛南町樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦及び武者泊	別記2のとおり
宇特区 第254 号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南町大成川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町大成川防波堤東側付根から東へ10メートルの標識 B 南宇和郡愛南町樽見705番地西側付根から西へ35メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町明神鼻見通し100メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町明神鼻見通し300メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町麦ヶ浦450番地地先謫標識見通し280メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町麦ヶ浦450番地地先謫標識見通し80メートルの点	南宇和郡 愛南町樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦及び武者泊	別記2のとおり
宇特区 第255 号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南町柿ノ浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町柿ノ浦オドシ谷南鼻の標識 B 南宇和郡愛南町柿ノ浦八郎謫南端 C 南宇和郡愛南町水谷鼻南端 点 ア Aから南宇和郡愛南町久良御台場北鼻標識見通し225メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町久良天嶋東端見通し200メートルの点 ウ Cから高知県宿毛市鵜来島西端見通し230メートルの点 エ Cから高知県宿毛市鵜来島西端見通し60メートルの点	南宇和郡 脇本、玉浜、浦盛水内浦越月良寺都丙乙甲及 中大ノ敦岩垣深鰐古久蓮乘僧綠綠城辺城 中大ノ敦岩垣深鰐古久蓮乘僧綠綠城辺乙	別記2のとおり
宇特区 第256 号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南町水谷地先	アイ、イウ、ウB、BC及びCアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町水谷鼻南端 B 南宇和郡愛南町大浜西コガネ崎鼻先端 C Bより北へ海岸沿い180メートルの点 点 ア Aから高知県宿毛市鵜来島西端見通し60メートルの点 イ Aから高知県宿毛市鵜来島西端見通し230メートル	南宇和郡 脇本、玉浜、浦盛水内浦越月、大ノ敦岩垣深鰐古久	別記2のとおり

免 許 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					トルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町当木島東端見通し200メートルの点	良、蓮、乘、僧、綠、綠、綠、綠、 寺、都、丙、乙、甲、城、辺、甲及び城、辺、乙	
宇特区 第257 号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くぐろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南町中玉地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中玉荒谷大ズエ鼻突端 B 南宇和郡愛南町中玉荒谷観音崎南端 点 ア Aから180度300メートルの点 イ Aから180度500メートルの点 ウ Bから180度500メートルの点 エ Bから180度300メートルの点	南宇和郡脇中大ノ敦岩垣深鰐古久、蓮、乘、僧、綠、綠、綠、 本、玉、浜、浦、盛、水、内、浦、越、月、良、寺、都、丙、乙、甲、城、辺、甲及び城、辺、乙	別記2の とおり
宇特区 第258 号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くぐろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南町古月地先	Aイ、イア及びアBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町鮪越島原南突端 B 南宇和郡愛南町古月テシノ鼻突端 点 ア Bから南宇和郡愛南町日土鼻見通し70メートル の点 イ Aから南宇和郡愛南町御台場北鼻見通し300メートルの点	南宇和郡脇中大ノ敦岩垣深鰐古久、蓮、乘、僧、綠、綠、綠、 本、玉、浜、浦、盛、水、内、浦、越、月、良、寺、都、丙、乙、甲、城、辺、甲及び城、辺、乙	別記2の とおり
宇特区 第259 号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くぐろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南町深浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町西敦盛鼻突端 B 南宇和郡愛南町敦盛523番地向山愛南漁協漁具 倉庫東端 点 ア Aから南宇和郡愛南町深浦241番地住宅西角標 識見通し100メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町深浦1841番地旧深浦漁協 西角標識見通し100メートルの点	南宇和郡脇中大ノ敦岩垣深鰐古久、蓮、乘、僧、綠、綠、綠、 本、玉、浜、浦、盛、水、内、浦、越、月、良、寺、都、丙、乙、甲、城、辺、甲及び城、辺、乙	別記2の とおり
宇特区 第260 号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くぐろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南町深浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町敦盛523番地向山愛南漁協漁具 倉庫東端 B 南宇和郡愛南町深浦二本松沖ニナエ磐中央 点 ア Aから南宇和郡愛南町深浦1841番地旧深浦漁協 西角標識見通し100メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町深浦オカニナエ磐見通し 100メートルの点	南宇和郡脇中大ノ敦岩垣深鰐古久、蓮、乘、僧、綠、 本、玉、浜、浦、盛、水、内、浦、越、月、良、寺、都、丙	別記2の とおり

免 許 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
						乙、緑 甲、城辺 甲及び城 辺乙	
宇特区 第261 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖（くろ まぐろ 小割式 養殖業除 く）	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町柿ノ浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町柿ノ浦オトシ谷南鼻標識 B 南宇和郡愛南町柿ノ浦灯台 点 ア Aから南宇和郡愛南町久良御台場北鼻標識見通 し225メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町鮒越丸崎北鼻見通し100 メートルの点	南宇和郡 脇中大 本玉浜、 浦盛水内 浦越月良 寺都丙乙、 城辺甲、城 辺甲及び城 辺乙	別記2の とおり
宇特区 第262 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖（くろ まぐろ 小割式 養殖業除 く）	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町大浜地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時 海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町大浜西コガネ崎鼻突端 B 南宇和郡愛南町大浜東コガネ崎鼻突端 C 南宇和郡愛南町大浜タデノ崎鼻突端 点 ア Aから南宇和郡愛南町当木島南端見通し200メ ートルの点 イ Cから204度645メートルの点 ウ Cから204度225メートルの点	南宇和郡 脇中大 本玉浜、 浦盛水内 浦越月良 寺都丙乙、 城辺甲、城 辺甲及び城 辺乙	別記2の とおり
宇特区 第263 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖（くろ まぐろ 小割式 養殖業除 く）	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町大浜地先	Aイ、イア及びABの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町黒崎鼻突端 B 南宇和郡愛南町大浜小島鼻突端 C 南宇和郡愛南町大浜タデノ崎鼻突端 点 ア Cから204度225メートルの点 イ Cから204度645メートルの点	南宇和郡 脇中大 本玉浜、 浦盛水内 浦越月良 寺都丙乙、 城辺甲、城 辺甲及び城 辺乙	別記2の とおり
宇特区 第264 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖（くろ まぐろ 小割式 養殖業除 く）	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町敦盛地先	Aア、アイ、イBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線か ら20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町敦盛東敦盛鼻先端 B 南宇和郡愛南町敦盛西敦盛鼻先端 点 ア Aから南宇和郡愛南町垣内837番地西角標識見 通し50メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町深浦241番地住宅西角標 識見通し100メートルの点	南宇和郡 脇中大 本玉浜、 浦盛、岩水 及び垣内	別記2の とおり
宇特区 第265 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖（くろ まぐろ 小割式 養殖業除 く）	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町中玉地先	アイ、イカ、カオ及びオアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中玉二子崎南端 B 南宇和郡愛南町脇本大付東鼻南端 点 ア Aから180度250メートルの点 イ Aから180度550メートルの点 ウ Bから180度650メートルの点	南宇和郡 脇中大 本玉浜、 浦盛、岩水 及び垣内	別記2の とおり

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
		く)			エ Bから180度250メートルの点 オ アからエ見通し1,104メートルの点 カ イからウ見通し1,100メートルの点		
宇特区 第266 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町中玉地先	オカ、カウ、ウエ及びエオの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中玉二子瀬南端 B 南宇和郡愛南町脇本大付東鼻南端 点 ア Aから180度250メートルの点 イ Aから180度550メートルの点 ウ Bから180度650メートルの点 エ Bから180度250メートルの点 オ エからア見通し1,246メートルの点 カ ウからイ見通し1,241メートルの点	南宇和郡 愛南町脇 本、中 玉、大 浜、柿 浦、敦 盛、岩水 及び垣内	別記2の とおり
宇特区 第267 号	第1種 区画漁 業	くろま ぐろ小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町久良地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって 囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良瀬ノ浜滝の下標識 B 南宇和郡愛南町久良中天嶺標識 C 南宇和郡愛南町久良天嶺鼻灯台下の大岩標識 点 ア Cから241度750メートルの点 イ Cから南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端見 通し590メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町野地北端見通し360メー トルの点 エ Bから南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端見 通し620メートルの点 オ Aから南宇和郡愛南町当木島西端見通し810メ ートルの点	南宇和郡 愛南町久 良	1 別記 2 のと おり 2 当該 漁業権 に係る 漁場の 区域に おいて 設置す る用に 供する 施設は 規格を 超えて ならない。 ただし、 生け簀 の総面 積が13 ,927平 方メー トルを 超い 範囲 内で、 簀形 規格は 数を 変更す ことは 差支 ない。 形 状：正 方形、 規格： 50メー トル× 50メー トル、 台数： 4台、 形 状： 円形、 規格： 直径50 メートル、 台 数：2 台
宇特区 第268 号	第1種 区画漁 業	くろま ぐろ小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町久良地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良天嶺鼻灯台下の大岩標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町黒瀬見通し560メートル の点 イ Aから南宇和郡愛南町烏帽子瀬見通し240メー トルの点 ウ Aから南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端見 通し590メートルの点	南宇和郡 愛南町久 良	1 別記 2 のと おり 2 当該 漁業権 に係る 漁場の 区域で 用いられ る養殖 用種苗 は、人

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					工 Aから241度750メートルの点		工種苗 でなけ ればな い。
宇特区 第269 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業除 く)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町久良地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良天巣鼻灯台下の大岩標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町烏帽子瀬見通し240メー トルの点 イ Aから南宇和郡愛南町黒瀬見通し560メートル の点 ウ Aから南宇和郡愛南町当木島西端見通し550メー トルの点 エ Aから南宇和郡愛南町当木島西端見通し225メー トルの点	南宇和郡 愛南町久 良	別記2の とおり
宇特区 第270 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業除 く)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町久良地先	カア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオカの6直線によって 囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良3661番地西端の標識 B 南宇和郡愛南町久良ボラアジロ鼻の標識 C 南宇和郡愛南町久良天巣内小鼻の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町久良小屋の浦鼻標識見通 し200メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町久良鶴の瀬標識見通し30 0メートルの点 ウ Cから南宇和郡愛南町深浦八郎瀬標識見通し40 0メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町深浦八郎瀬標識見通し25 0メートルの点 オ Bから南宇和郡愛南町久良鶴の瀬標識見通し10 0メートルの点 カ Aから南宇和郡愛南町久良小屋の浦鼻標識見通 し100メートルの点	南宇和郡 愛南町久 良	別記2の とおり
宇特区 第271 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業除 く)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町久良地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エB及びBAの6直線によって 囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良小屋の浦鼻標識 B 南宇和郡愛南町久良日土鼻標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町久良3661番地西端の標識 見通し200メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町久良ボラアジロ鼻の標識 見通し370メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町黒崎鼻南端見通し450メー トルの点 エ Bから75度120メートルの点	南宇和郡 愛南町久 良	別記2の とおり
宇特区 第272 号	第1種 区画漁 業	くろま ぐろ小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町久良地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良日土鼻標識 点 ア Aから75度250メートルの点 イ Aから75度120メートルの点 ウ Aから南宇和郡愛南町黒崎鼻南端見通し450メー トルの点 エ Aから127度560メートルの点	南宇和郡 愛南町久 良	1 別記 2 のと おり 2 当該 漁業に 係る漁場 の区域に おいて設 置する養 殖用の設 施は、下 模範を超 えてなら ない。だ しこれの 総面積が 40平方 メートル

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
							メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格は台数を変更する時は差し支えない。形状：方正、規格：10メートル×10メートル、台数：4台
宇特区 第273 号	第1種 区画漁 業	くろま ぐろ小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町久良地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良日土鼻標識 点 ア Aから75度350メートルの点 イ Aから75度250メートルの点 ウ Aから127度560メートルの点 エ Aから南宇和郡愛南町島原鼻南端見通し650メートルの点	南宇和郡 愛南町久 良	1 別記 2 のと おり 2 当該 漁業に係る 区画漁業で用 いられる養殖 用種苗は、人 工種苗ではなく てはなら ない。
宇特区 第274 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町久良地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良日土鼻標識 B 南宇和郡愛南町古月カゴヤ鼻標識 点 ア Bから南宇和郡愛南町久良天巣鼻東端見通し60メートルの点 イ Aからア見通し350メートルの点 ウ Aから南宇和郡愛南町島原南端見通し650メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町久良天巣鼻東端見通し60メートルの点	南宇和郡 愛南町久 良	別記2の とおり
宇特区 第275 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町久良地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良トケンタネ西小鼻標識 B 南宇和郡愛南町久良瀬ノ浜滻の下標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町野地島頂見通し200メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町野地島頂見通し425メートルの点 ウ Bから189度680メートルの点 エ Bから181度310メートルの点	南宇和郡 愛南町久 良	別記2の とおり
宇特区 第276 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業 (くろ まぐろ 小割式 養殖業を 除く)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町久良地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって 囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良瀬ノ浜滻の下標識 B 南宇和郡愛南町久良中天巣標識 点 ア Aから160度365メートルの点 イ Aから178度740メートルの点 ウ Aから南宇和郡愛南町当木島西端見通し810メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端見通し620メートルの点 オ Bから南宇和郡愛南町野地北端見通し360メー	南宇和郡 愛南町久 良	別記2の とおり

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					トルの点 カ Bから南宇和郡愛南町樽見鼻見通し170メートルの点		
宇特区 第277 号	第1種 区画漁 業	くろま ぐろ小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町久良地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良瀬ノ浜滝の下標識 点 ア Aから181度310メートルの点 イ Aから189度680メートルの点 ウ Aから178度740メートルの点 エ Aから160度365メートルの点	南宇和郡 愛南町久 良	1 別記 2 のと おり 2 当該 漁業権 に係る 区画漁 業で用 いられ る養殖 用種苗 は、人 工種苗 でなく はな い。

別記

- 1 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3 操業にあたっては水底電線に支障をおよぼしてはならない。